

総務常任委員会
予算・決算常任委員会総務分科会

(平成26年9月9日)

○ 森 康哲委員長

おはようございます。

それでは、総務常任委員会を開会いたしますので、事務局はインターネット中継を開始してください。

それでは、改めて、総務常任委員会を開会いたします。

まず、冒頭でお諮りをいたしますが、今回の総務常任委員会の中で所管事務調査を行うかどうかを確認したいと思います。

実施について何かご意見がありましたら、発言をお願いします。ないですか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

じゃ、特にご意見もございませんので、所管事務調査は実施しないというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、所管事務調査については実施しないことになりました。

それでは、各議案の審査に入りたいと思いますが、各議案の説明は8月22日に実施しました議案聴取会において聞き取りのとおりでありますので、当常任委員会におきましては、説明は追加資料の部分のみにとどめていただき、質疑に入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

また、今回、請願が新たに2件出ております。1件目が特定秘密保護法の関係、2件目が集团的自衛権の関係であります。

なお、審査期限を延期しておりました請願第6号集团的自衛権を容認する閣議決定や立法に反対する意見書の提出につきましては、請願者より請願取り下げの申し出がありましたので、本委員会におきましては、さきに述べました二つの請願について審査していくこ

とになります。

この際、審査順序についてお知らせします。

当該請願2件におきましては、いずれも請願者より意見陳述の申し出がありましたので、審査順序に記載の請願第8号の特定秘密保護法の関係の請願をあす9月10日の午前10時から、請願第9号の集団的自衛権の関係の請願につきましては、本日この後すぐに実施してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、請願の審査に移ります。

なお、報道関係者1名と一般の傍聴者が7名入っておりますので、よろしく願いします。

○ 森 康哲委員長

それでは、請願第9号集団的自衛権行使容認の閣議決定の取り消しとそれに基づく立法化反対を求める意見書の提出について、審査をいたします。

請願第9号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の取り消しとそれに基づく立法化
反対を求める意見書の提出について

○ 森 康哲委員長

それでは、初めに、事務局から請願を朗読させます。

(事務局朗読)

○ 森 康哲委員長

それでは、請願者から趣旨説明、意見陳述をしていただきます。請願者の方は理事者席の1列目にご着席ください。

なお、本日は藤井浩治委員から欠席の届けが出ております。8名の委員で審査に当たりますので、よろしく願いします。

それでは、趣旨説明をお願いします。

○ 請願者(大野)

おはようございます。

6月20日の総務常任委員会におきまして、集団的自衛権の行使容認を閣議決定しないように求める意見書を提出してほしいということをお願いいたしました。そのときの意見陳述をした大野でございます。

まず最初に、総務常任委員会で賛意を表明された委員の皆様、7月3日の本会議におきまして賛成の意思表示をなさった議員の皆さんに感謝申し上げます。また、採択には至らなかったものの、慎重審議をしようと、そういう意思表示をされた皆さんにも感謝申し上げます。

せっかく継続して今議会で審議していただくことになりましたけれども、次の二つの理由で前回請願を取り下げさせていただき、新たに提出させていただきました。

その理由の第1は、7月1日に閣議決定がなされたこと、そして、私どもの想像以上に危険な内容であったこと、二つ目は、閣議決定に基づいて、これから法整備が行われようとしていること、そういう理由でございます。何とぞご賢察の上、取り下げにご理解をいただきたいと思っております。

新しい請願につきましては、同じく九条の会・よっかいち事務局担当の伊藤から申し上げます。

○ 請願者（伊藤）

事務局の伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元にきょう、A3の資料も配らせていただきましたので、あわせて見ていただけたらと思いますが、請願書の3行目、4行目に書いてありますことを少し補足しますけれども、ご承知かと思いますが、1972年に法制局の見解として集団的自衛権の行使は認めないという見解が出され、歴代の内閣が40年を越えて遵守してきたことであつたわけです。それが、今回はご承知のように、7月1日に至って、安倍内閣が閣議決定でそれを覆し、行使容認をしたということで、改めて請願書を出させていただいたわけですが、7月3日の、これは朝日新聞だと思っておりますけれども、世論調査によりますと、この閣議決定の内閣の対応が妥当だったと思う数字は31.7%で、妥当だったとは思わないという数字が60%、ほぼダブルスコアに近い国民が今回の内閣の決定をそのように評価しております。

さらに、これもずっとマスコミ等で報道もされてきておりましたけれども、請願書の4行目以降にも書かれていましたとおり、集団的自衛権のポイントは、マスコミの一部では、

中国、北朝鮮が攻撃してきたらというところに焦点を合わせて危険性をあおっているような気がしなくもないんですが、問題は、本来はそういう仮想敵国の問題じゃなくて、現実には同盟国であるアメリカが、今まで、戦後この方、どういうことをしてきたのか、どこでどういう戦争を繰り返してきた、同盟国の幾つかの国が軍隊を派遣することになり、死者をたくさん出したのかということが一番の問題だと思います。

行使容認ということがこのまま法整備されて実施されていくことになれば、自衛隊が派遣されて、自衛隊員の中にも当然死者が出ざるを得なくなるだろうというところに焦点を合わせていただいて、これも同じく世論調査では、この集団的自衛権の閣議決定によって、抑止力が高まるか、どちらかといえば高まるという数字は34%でして、むしろ、今も言いましたように、戦争に巻き込まれる可能性が高まるということがやっぱり60%を超えております。さらには、検討が十分であったかなかったかといいますと、十分であったという世論調査の数字はたった12%であり、不十分であったという数字は80%を超えている、82%という数字が国民の不安を物語っているんだと思います。

そういうことで、憲法学者や、あるいは弁護士の団体、あるいは宗教団体、キリスト教に限らず仏教界からも反対の声明が出されておりますし、改憲派で有名な小林節という憲法学者も、憲法学者として、やはりこの手続はどうしても認めるわけにはいかないと、そのようなコメントを出されていることは、新聞、テレビでも報道されておりますので、ご承知かと思います。

そして、地方議会はといいますと、これは皆さんのほうがその後いろいろと情報、資料を集めていただいて、また機会があれば教えていただきたいぐらいなんですが、私たちが新聞で知っている範囲では、亀山市、桑名市、川越町、伊勢市等々が反対決議を、請願書が可決された一方で、残念ながらといいますか、私たちのおった名張市や伊賀市や松阪市等では否決されているという事実も知ってはおりますが、四日市市におかれましては、継続審議で慎重な検討を加えていただいた上で、今回の新しい請願書につきましては、ぜひとも私たちの請願書を受け入れていただいて、憲法前文の言葉でいいますと、名誉ある地位を占める一角に四日市市議会もそこに入れていただければなどお願いしたい気持ちでおります。

資料の右側のなかにし礼さんの詩は、7月10日に毎日新聞の夕刊に掲載されまして、かなり話題になっている詩です。読まれた方も多いかと思いますけれども、私たちは駅前ではピラマキをして、この詩を紹介しますと、これが本当になかにし礼さんの詩なのかという

ふうに足をとめてくれた年配の方もおりますし、中高生には、僕たちはこの詩だけでも読んでみてというふうな形で渡しましたら、結構、中高生、若者も受けとめてくれたという経緯もあります。その資料もあわせて出ささせていただきましたので、お読みいただきました上で、慎重な検討の上、ぜひとも今回はと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 森 康哲委員長

請願者からの趣旨説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員から請願者へのご質疑がございましたら、挙手をお願いします。

○ 毛利彰男委員

前回の請願を取り下げて新しい請願に変えられたその意味、二つ申されたわけですが、閣議決定後の内容が非常に危険な内容であるということと、法整備に入ろうとしているという、こういう二つの理由を述べられたわけですが、最初の閣議決定の中身の危険な内容であるというのを具体的にもう少しかみ砕いていただければありがたいなというのと、それから、今後の法整備の予定、これは国のほうに聞いたらいいんですけれども、つかんでおられるスケジュール的なもの、この辺がわかれば教えていただけますか。

○ 森 康哲委員長

請願者の方、よろしいでしょうか。

○ 請願者（伊藤）

初めのほうのご質問につきましては、危険性についてということですね。請願書の5行目から6行目あたりに書いてあります。

そして、先ほど私も少し関連して補足説明をさせていただいたとおりにんですが、よくマスコミが言っていたのは、自分がする気がないけんかを友達がしてくるからといって自分もけんかの仲間入りをすることになるのか、そんなことがいいのかどうなのかというふうな言い方もよくされていたと思いますけれども、日本がその気も全然ない国の攻撃、A国であったりB国であったりする日本の同盟国が、日本とは友好的な関係にある国であるBという国といろんな事情で戦争を始めたときに、日本がBなりCなり、Aと言ったかBと言ったかな。つまり、同盟国であるがゆえに戦争に巻き込まれざるを得ない、参加せざる

を得なくなるという危険性ということなのですが、繰り返しになりましたけれども、それでよろしいですか。今の私に答えられるのは、そんなあたりなんですけれども。

○ 請願者（大野）

新たな問題として、閣議決定後に、それまで安倍首相が言っていなかったことに、石油権益を守るために海峡が封鎖された場合も含むと、こういうのは本来、外交の問題なのに、それがここへ含まれているということは非常に危険だと、そういうことなども考えました。

○ 毛利彰男委員

もう一つの政府のスケジュール的なもの、わからなかったらいいです。

○ 請願者（伊藤）

申しわけありません。ちょっとそこは答えられるだけの資料を持っておりませんので。

○ 毛利彰男委員

義というか、正義というか、そこら辺の部分で、自分の最愛の友人が暴力で痛めつけられていると、それを黙って見ていていいのかと、それは義なのかという部分が非常に引かかる部分があるわけですね、この議論の中で。そのあたりはどう考えますかね。

○ 請願者（伊藤）

一つは、わかりやすい例えと言われながら、個人レベルの付き合いの問題と、国と国の問題で考えるときに、同次元になるのかどうなのかということがありますよね。個人的な友人関係であれば、いろんな仲介の仕方なり、なだめ方なり、けんかはやめておけと言うことができるかと思うんですけれども、友人のほうにもね。自分が少なくとも一緒になって戦うということは避けることができるはずですよ。この集団的自衛権につきましては、それができないという事実が、ベトナム戦争やら、アフガニスタンやイラク戦争やら、起きているわけですよ。

安倍首相が得意気に言った、親子なり年寄りがアメリカの艦隊に乗せて救護されているというのも、これはご承知かと思えますけれども、冷静なマスコミの指摘では普通あり得ないこと、現に、アメリカもそんなことは、邦人救助までは順番的にも対象外だと、こん

なふうに言われていますよね。

かつてソ連脅威論というのがあって、それがゆえに、年々右肩上がりですべて防衛関係予算がふえてきたのもご承知かと思えますけれども、細川内閣のころまでずっとそんな状態でしたけれども、じゃ、どこかで一度でもソ連が攻撃したことがあったのかといたら、あれはまさに仮想敵国で、そういう防衛関係予算をふやすためのすりかえの論理ではなかったかと、国民をそのほうにあおり立てる。今、中国と北朝鮮の動きというのは、確かに不安を感じないわけではないんですが、でも、これも分析する冷静な学者なり政治家なり市民によっては、今の中国や北朝鮮が、何だかんだ言っても、本当に攻撃するとは思えないという指摘もありますね。日本がむしろそんなふうに向けるような対応をしている面もないわけじゃないと思います。

そういう心配をするよりも、これも繰り返しになりますけれども、アメリカがとにかく戦後この方、指折り数えていけば、どこへどういう理由で戦争を仕掛けて行って、同盟国と一緒に駆り出されて、無謀な戦争を拡大することになり、避けられるはずの自国民の兵隊の死者まで出しているという、そちらのほうをもっと本当に危惧すべき問題がこの集団的自衛権行使容認の問題だろうと私たちは思っております。

○ 毛利彰男委員

ありがとうございます。

極めて重要な部分で、それをしっかりと抑えているのが憲法第9条にあると思うんですよね。そこをやっぱり我々は、憲法改正をしてまでも友人を助けるかどうかという、そこが議論になっている部分であって、非常に難しい問題ではあると思いますけれども、態度表明は今しませんので、よくわかりましたので、もうちょっと突っ込んで言っただけかなと思います。

○ 請願者（大野）

済みません、毛利委員からのさっき法整備のことについてご質問があったんですけど、私どもも全部調べているわけじゃありませんが、その一つに、自衛隊法を改正すると、そういう問題が出てくると思うんですね。今の自衛隊法というのは、個別的自衛権に対応すると、そういうスタンスでつくられているものですから、これが集団的自衛権に対応するという形に変えられたら、自衛隊の行き先は際限なく広がっていくと、そういう懸念を

持っております。

○ 毛利彰男委員

ありがとうございました。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他にご質疑がございませんので、請願者に対する質疑を終了したいと思います。

請願者の方はもとの傍聴席へお戻りください。ありがとうございました。

それでは、理事者から補足説明があればお願いしたいと思います。何かございますか。ありませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、理事者への質疑がございましたら、挙手のほう、委員さん、お願いします。

○ 山本里香委員

前回、同じようなこの場所で、各市町、今ちょっと請願者の方から紹介がありましたけれども、三重県内、そして全国的な状況についてつかんでいないというようなご回答をされたと思うんですが、その後、正確に今の請願採択の状況についてはどのようにつかんでみえますか。

○ 森総務部政策推進監

総務部の森でございます。よろしくお願いたします。

今、山本委員のほうからお尋ねがございました。私どもが把握しておる数といたしまし

ては、まず、全国市議会議長会、そちらのほうへの照会と申しますか、取りまとめておられる内容は、あくまでも最新のものです、全国で67市と伺っております。それにつきましては、決議も含まれての数でございます。あとは、ちょっとこれは私どももインターネットであるとか、いろんな手だてを通じまして確認に努めておるところでございますが、6月末ないし7月上旬に、これは中日新聞さん、某新聞さんのほうですけれども、報告されておる全国の都道府県並びに市町村を合わせて192議会で意見書を可決されておるといようなことを確認というか、把握はしております。ただ、それ以降につきましては、全国的な都道府県も巻き込んだ数というのは、現状のところ、あいにくちょっと確認する手だてがなかなか、努めておるところでございますが、ございませんので、今の内容とさせていただきますと思います。

あともう一つは、余談でございます。私どもも、最新の状況につきましては、私ども四日市市、東京事務所がございまして、そちらのほうから国会の両院のほうの動きも鋭意確認中であるところでございます。

以上です。

○ 山本里香委員

全国市議会議長会の数と新聞報道などで、私たち、一般的に知らされている数というのもちょうと差があるということなんですが、一般的に私たちが日常的に新聞報道で確認しているのは、私の場合も、6月28日段階で157市町村議会というふうに、6月28日では157市町村議会、つまり、これは閣議決定前ですけれども、157市町村議会だったのが、8月12日現在で192市町村議会という形で、閣議決定以降もこの請願の採択があり、意見書が出ているという、そういうような状況があるということをおは認識しております。今、最新情報については、それ以降もどうなっているかということがあると思うのですけれども、調査中ということですので、また、この8月定例会議会といいますか、全国的にも8月、9月の議会で動きが、請願等が出されておるところがありますので、出てくるように思います。ということで、数の確認をさせていただきました。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他にないようですので、質疑を終結し、討論に移ります。

討論のある方はご発言願います。

○ 毛利彰男委員

この請願の願意に賛意を示したいと思います。

理由は、集団的自衛権そのものは、内容的には安全保障の重大な変更だと、従来考えてきた安全保障の重大な考え方の変更であるということ、それから、憲法第9条が保障する個別的自衛権を集団的自衛権に改正しようという、そういう憲法第9条の歯どめ、これを外す内容であるということ、これはすなわち、憲法の本当の趣旨から外れているというふうに、きつい言い方をすると憲法違反と、こういうふうに私は感じています。

したがって、憲法解釈の変更がされた経緯そのもの自体が、憲法の改正論議をして、結論を出していないという経過から、納得しがたいものだと思います。なし崩し的に海外派兵、あるいは武力行使を拡大するような、そういう集団的自衛権の内容、これは明らかに憲法違反であり、全ての国民が憲法改正論議に入って、そして、先ほどの話じゃないですけれども、隣人が命を奪われそうになったときに、それはどう対応するかということ、本当に国民一人一人が考えた後、憲法を改正する、それぐらいの気持ちでこれは決定すべき経緯を経なければいけない、それぐらい重大な問題であるというふうに思っています。

したがって、速やかに法整備に入りそう、自衛隊法を改正していくということが進もうとしていますけれども、やはりこの段階でもう一度立ちどまって、国民の総意、思いを確認する必要があるというふうに思いますので、この請願事項、集団的自衛権行使容認の閣議決定の取り消し、立法化しないように求める意見書を内閣総理大臣に上げてくださという事項について、賛意を表明します。

以上です。

○ 山口智也委員

本日は、請願者の皆さん、お疲れさまでございます。

この集団的自衛権の問題は、国論がいまだ二分されております。しかし、私は、今回の

閣議決定を支持する立場から、ご提出いただきました請願には不採択の立場で討論をさせていただきます。

この請願趣旨の文面を読ませていただきますと、日本の専守防衛のための自衛隊を同盟国の戦争に巻き込む重大な安全保障政策の変更であり、国是の大転換ですとか、また、日本国憲法の平和主義を根本から否定するものです等、記述がございますが、これは全くの誤解であるというふうに思います。

そもそも、なぜ今、安全保障に関する議論が必要であるのかということで、先ほどもおっしゃったかと思いますが、我が国を取り巻く周辺諸国の状況等の変化もございまして、今、安全保障環境が大きく変化をしております、本当にこのままで我が国を守ることができるんですかという現実の問題があるわけです。しかし、これまで憲法第9条の1972年の政府見解、これがベースになっておりまして、自衛権を行使できる3要件というものがございます。その結論といたしましては、先ほどもおっしゃったと思いますが、他国防衛を含む、いわゆる集団的自衛権は認めないとしてまいりました。したがって、今回の閣議決定に至る与党協議におきましては、これまでの政府の憲法解釈との整合性が大事ですねと、また、行使できたとしても、憲法の平和主義の枠内での限定的な集団的自衛権しかないですねということになったと思います。

そこで、閣議決定では、新たな安全保障の原則となります武力行使の新3要件が定められたわけでありまして、この文面は、きょうは時間があれですので読みませんが、あくまで自国防衛を目的とする、他国防衛ではないということです。専守防衛をこの新3要件によって明確にしたわけでありまして、いわゆる他国防衛自体を目的とする集団的自衛権は今後も認めませんよということが今回明確になったというふうに思います。

しかし、多くの方が今心配しておられるのは、戦争できる国になるのではないかというご批判もございます。これに対しては、安倍総理大臣が国会において、今後もイラクやアフガニスタンに出て戦争をするようなことは絶対にありませんよということで明確に答弁しております。また、将来、閣議決定がまた変わるのではないかと、今後、拡大解釈していくのではないかと、ご批判も多うございます。これに対しても、法の番人である内閣法制局長官が、今回の新3要件を超えるような事態、状況というものに対しては憲法改正が必要だということで明確に答弁をしております。また、今回ののは解釈改憲ではないのかというご批判もありますけれども、これも、内閣法制局長官が、これまでの憲法第9条をめぐる議論と整合するもので、解釈改憲には当たらないということで、明確にこれも

答弁しております。

したがいまして、憲法第9条の精神である専守防衛というものは、全く今回の閣議決定においても変わるものではありません。今回の閣議決定は、平和主義というものを守り抜いた評価されるべきものというふうに私は思います。したがいまして、今回のご提出いただいた請願には不採択を表明させていただきます。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 山本里香委員

請願者の皆さん、ありがとうございました。

考え方は分かれるところが、今も発言がありましたように、あるところですが、この問題には大きく分けて二つの重大なことがあると思います。

一つは、今、解釈改憲ではないというお話がありましたけれども、これが閣議決定という形の中で決められていったということについての問題点と、もう一つは、法律というのは、あるものをないように、ないものをあるようにはできないというものであるはずなのに、例えば、範囲が少し広まるとか、範囲を少し縮めるというのが、今までも法律を解釈するときに行われてきたことはありますけれども、あるものをないように、ないものをあるようにはできないというのが法律の考え方であるというふうに法律家の方が言ってみえます。もちろん法律家の方にもいろんな考えがあると思いますが、法というものはそういうものであるというようなことからしてみれば、今回の集団的自衛権の行使容認を閣議決定したことで、先ほどからもあるように、憲法第9条の内容は明らかに全然違ったものになるというふうに私は思っております。

そして、福祉のために私たちは地方議員として最善の努力をしなければいけないという使命がありますけれども、集団的自衛権の容認をすることで、今、戦争へ行く道を開いてしまえば、国民の福祉とは全く正反対の方向に進んでいくということを私は大変心配しております。大変危険なことだと思っております。

そういう点から、民意の中で、紹介がありましたように、大きく危険視をしている、問題視をしている中で、このまま立法化をしていくことについて、そしてまた、閣議決定が

このまま生きていくということに関しては大きく反対をいたします。

192の自治体が、温度差はいろいろあります、内容は差がいろいろありますけれども、閣議決定以前、閣議決定以降も意思表示をし、そして、このことが、平和主義の崩壊だけではなくて、民主主義を標榜する私たちの日本の民主主義というものを覆していくことにつながっていく、その道だということで、反対の意を表明したいと思います。

○ 森 康哲委員長

反対。

○ 山本里香委員

集団的自衛権行使容認の閣議決定の取り消しとそれに基づく立法化反対を求める意見書を国に出すことに賛成をしたいと思います。失礼しました。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他にございませんので、討論を終結したいと思います。

それでは、これより採決を行いたいと思います。

請願第9号集団的自衛権行使容認の閣議決定の取り消しとそれに基づく立法化反対を求める意見書の提出についてにつきまして、採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 森 康哲委員長

賛成少数であります。よって、本件は不採択と決しました。

[以上の経過により、請願第9号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の取り消しとそれに基づく立法化反対を求める意見書の提出について、採決の結果、賛成少数により不採択と決する。]

○ 森 康哲委員長

次の議案に移りたいと思いますので、理事者の入れかえがある場合はお願いします。

それでは、議案の審査に入りたいと思いますけれども、その前に1件ご報告がございます。

各種委員会への参画を取りやめた中で、四日市大学運営協議会について、先般、会議を実施したとのことで、その会議の実施内容をまとめた資料を本日配付しております。会議の概要は記載のとおりとなっております。簡易な案件につき、資料配付での報告にとどめたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、改めて議案の審査に入ります。

部長よりご挨拶をお願いします。

○ 館政策推進部長

おはようございます。座って失礼いたします。

一般質問に引き続きまして、これから長丁場の委員会審査ということで、どうぞよろしくお願ひいたします。

私ども、総務常任委員会のトップバッターということで頑張らせていただきますが、トップバッターのほうでくじけますと、次の部局に後を引きますので、何とかスムーズに次の部局に引き継げるように一同頑張つてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中秘書課、政策推進課、東京事務所、広報広聴課関係部分

第4目 文書広報費中広報広聴課関係部分

第8目 企画費

第12目 国際化推進費中秘書課関係部分

第8款 土木費

第5項 港湾費

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中政策推進部所管部分及び第8款土木費、第5項港湾費について、追加資料の説明を求めます。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

政策推進課長の服部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうから、追加資料につきましてご説明させていただきたいと思いますが、順次、担当の課長から説明させていただきたいと思います。

まず、政策推進部の追加資料でございます。平成26年度8月市議会定例月議会（平成26年9月9日）決算常任委員会総務分科会資料でございますが、こちらでお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

1ページをごらんください。

国際経済交流等調査事業に係る事業でございます。四日市・天津経済交流センター事業についてでございます。

四日市商工会議所内に設置されました四日市・天津経済交流センターが、天津市での物産展の開催以外に、平成25年度におきまして取り組みました中国ビジネスセミナー及び中国輸出商談会の詳細でございます。

まず、中国ビジネスセミナーにつきましては、中国ビジネスにチャレンジしたいと考える企業や、既に現地進出や輸出・輸入取引を行っている企業を対象といたしまして、中国ビジネスにおける戦略ポイントを解説するセミナーを5回開催したものでございます。

また、中国輸出商談会につきましては、四日市市を中心とした県内の加工食品メーカー及び萬古焼業者の中国市場、主に北京・天津エリアでございますけれども、この市場に向けた販路開拓を支援するため、3回開催したものでございます。内容につきましては、詳細は記述のとおりでございます。

○ 伊藤政策推進部理事兼東京事務所長

東京事務所長の伊藤でございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。東海6都市連携イベントの開催についてというページでございます。

まず、このイベントにつきましての開催経緯ということでございますけれども、東京事務所といたしましては、平成21年度から、物産、観光のPRや都市イメージの向上のためのシティープロモーション事業に取り組んでいるところでございますけれども、その中の一つの事業として、東海都市連携のイベントを開催しております。それぞれに非常に魅力的な観光資源を持っております愛知、岐阜、三重、この3県で、東京事務所を設置しております6都市がございます。その6都市が連携をいたしまして、首都圏を中心に周遊的な観光、周遊的な来訪者をふやしていこうという目的で協力してやっておる事業でございます、この事業につきましては、平成24年度から開催をしております。

2番で開催実績といたしまして、平成24年からという形で、平成24年度、平成25年度の実績評価をさせていただいております。平成24年度が1回、平成25年度は2回という形で開催いたしております。平成24年度は2月24日に東京タワーで開催をいたしまして、来場者1000人、それから平成25年度は2度開催をいたしまして、7月20日にJPタワー、新しく平成25年3月にオープンした東京丸の内の施設でございますけれども、そちらで開催をして、来場者が3000人、それから11月2日に東京タワーで開催をして1500人という実績になっております。内容といたしましては、欄に書いてございますようなことで、大体共通的なことをかなりやっております。ごらんをいただきたいというふうに思います。

それで、実は今年度も、先週の土曜日に東京タワーで今年度の第1回目を、ことしも2回開催したいと思っておりますが、その1回目の東京タワーでのイベントを開催したところでございまして、来場者としては1800人の来場者があったというふうに思っております。昨年に比べましても、ひっきりなしに割と来場者の方も来ていただいて、昨年度よりもさらにPR効果も出てきたのかなというふうに考えております。

今後の取り組みでございますけれども、ことし3年目になるわけですが、これまでの需要効果等を検証しながら、各東京事務所間の連携をさらに深めまして、引き続き四日市市への観光客の誘致及び都市イメージの向上につながるようなイベントに取り組んでいきたいと考えております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○ 芝田広報広聴課長

私からは、資料の3ページでございますが、AR機能の活用についてご説明をさせていただきます。

AR機能につきましては、広報よっかいちの上旬号の表紙のロゴ、それから、こにゅうどうくんにスマートフォンのカメラをかざすと動画が流れると、そういった機能で平成25年12月から導入したところでございます。こちらのほう、記載のとおり、12月に表紙のロゴにつきましてはすわ公園交流館、それから、こにゅうどうくんににつきましては、こにゅうどうくんの紹介という形で始めたところでございます。導入当初は、いろいろマスコミ等にも取り上げていただいたという関係がございまして、アクセス件数、こちらに記載のとおり、非常に多くのアクセスがあったところでございますが、それ以降は減少傾向にあるという状況でございます。今年度に入りまして、6月につきましては、東海電気通信協会の会長表彰を受賞したと、そういった関係で新聞等にも取り上げていただいたという関係がございまして、6月には上向きになりましたけれども、このあたり、アクセス件数につきましては、当初に比べますと減少傾向にあるという状況になっておるところでございます。

こうした中で、私どもといたしましても、こちらのほうに記載させていただいておりますように、スポットの情報として、当初の導入時に加えまして、本年2月には避難所の情報を追加したり、あるいは、本年7月にAEDの設置場所の情報、こういった情報も追加しているところでございますし、フォトフレームにつきましても、導入当初から本年3月にラブ、フォーリン等も追加をしていると、そういった追加の情報をアップしているところでございます。

現状でございますが、こちらのほうに今後の予定という形で記載をさせていただいておりますが、本年9月に、観光推進室の企画によりまして、ゆるきやらグランプリに合わせまして、こにゅうどうくんの目撃情報の投稿を開始したと、こういった取り組みも行っているところでございます。それから、本年度、私どもの広報広聴課のほうでパンフレット『まるごとよっかいち』を作成する予定にしておりますが、こちらのパンフレットのほうにもARの写真動画というのを設定したいというふうに考えております。今後も、特に観光推進室と連携しながら、スポット情報の充実、あるいは各種パンフレットの活用を進めて

まいりたいというふうにご考えておるところでございます。

4 ページのほうをお願いいたします。

4 ページにつきましては、今年度の市政記者クラブの名簿を添付させていただいております。昨年度、市政記者クラブのほうには16社加盟しておりましたが、今年度から日本経済新聞社が加盟いたしておりまして、今年度は17社という状況になっておるところでございます。

5 ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、私どものほうからマスコミ各社に資料提供をいたしまして、昨年度は1371件、各新聞社に掲載をしていただいたところでございます。その内訳をこちらのほうに記載させていただいたものでございます。

私からは以上でございます。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

引き続きまして、6 ページをお願いいたします。

平成25年度の職員による政策提案の結果についてでございます。

平成25年度におきまして、13件の応募がございました。審査の結果、5件選定させていただきました。その5件につきましては調査研究を行い、その成果発表を行ったものでございます。

この5件の提案内容でございますが、1番目は、親子で楽しむスポーツ先進都市四日市の実現に向けてという提案でございました。家族のきずなをコンセプトに、ロゲイニング大会の開催を目指すもので、スポーツで四日市市をPRする企画でございます。この提案につきましては、事業費を平成26年度予算に計上いたしまして、平成26年6月8日には第1回四日市ファミリーロゲイニング大会ということで、開催をさせていただいたということでございます。200人以上の参加があったということでございます。

2番目の提案でございますが、「子どもが主役！夢のあるまちよっかいち」という提案でございます。夢をテーマに、世代を越えた地域コミュニティーを再構築するものでございまして、中心商店街を子供と若者が集うまちとするということで、ユニークな手段でそれを実施していくという提案となっております。

3番目でございますが、「スマートフォン用総合行政サービス案内アプリ、「まるごと四日市市役所」」を制作する提案でございます。スマートフォンから行政情報を簡単に得

ることができるアプリを制作いたしまして、情報発信に多様性を持たせる提案でございます。

4 番目ですが、「市内外へ発信！写真を使った四日市のPR」でございます。一目見て四日市市の特徴が瞬時にわかる写真とフレーズが入った看板を設置するなどして、本市をPRするというものでございます。この提案につきましても、事業費を平成26年度予算に計上いたしまして、本年度中に設置をしていく予定でございます。

5 番目でございますが、「目指せ全国区！こにゅうどうくんキャラバン隊」でございます。本市の情報発信、魅力向上のため、こにゅうどうくんのさらなる活用を図る仕掛けの提案でございます。この提案に関しましては、本年9月1日に、こにゅうどうくんがファンとの交流を行うスペースとして、こにゅうどうくんの部屋を四十三茶屋に設置したところでございます。

次、7ページをお願いいたします。

四日市市と菰野町、川越町、朝日町が構成しています四日市地区広域市町村圏協議会の構成団体負担金の負担割合についてでございます。

負担割合につきましては、協議会の事務の管理及び執行に要する費用に対しては、均等割額30%、人口割額70%となっておりまして、また、協議会の実施する事業に要する費用に対しては、均等割額50%、人口割額50%と定められているということでございます。こうした負担割合によりまして、平成25年度の四日市地区広域市町村圏協議会への各市町の負担額は記載のとおりとなったということでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページから22ページまででございますが、こちらにつきましては、昨年度、四日市地区広域市町村圏協議会におきまして、地域の活性化に資する政策課題の研究といたしまして実施しました、リニア中央新幹線開通に向けた名古屋駅や周辺のまちづくりに関する講演会、この講演会の資料でございます。

平成26年1月28日に、リニア中央新幹線開業を見据えた行政運営の参考にすべく、名古屋市役所リニア中央新幹線関連整備室の新庄室長をお招きいたしまして、本市及び3町の職員を対象といたしまして開催したものでございます。内容についてはご参照いただきたいと思います。

次に、23ページをお願いいたします。

23ページ以降につきましては、四日市港管理組合の関連でございます。

まず、市民に親しまれる港づくりについてでございます。

四日市港の歴史的景観や文化遺産等を生かした取り組みを推進するため、地元自治会、商工会議所、港湾関係団体、観光協会など、多様な主体が連携いたしまして、旧港周辺において港に親んでもらうイベント、秋のみなとフェスタを平成22年度から継続して開催しています。秋のみなとフェスタの内容については、記載のとおりとなっております。

続きまして、2番の四日市港へのアプローチの改善につきましては、市街地から港へのアプローチに配慮した取り組みといたしまして、JR四日市駅から千歳運河周辺に至る散策路の標識の整備事業を第1次推進計画から引き続いて第2次推進計画に位置づけて、都市整備部が所管していますが、こういう取り組みを進めているところでございます。

なお、四日市港管理組合においても、本市と連携いたしまして、千歳運河周辺での散策路標識の整備を今後進めていくこととしてございます。

24ページは、散策路標識の整備済み箇所及び整備計画箇所を図示したものでございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、25ページをお願いいたします。

25ページにつきましては、臨港道路霞4号幹線の整備進捗状況と今後の計画につきまして、年度別の整備箇所を図示させていただいております。平成24年度まで、平成25年度、平成26年度、平成27年度以降の計画について、色分けさせていただいて示させていただいております。

なお、箇所で図示している記号で、ちょっと注釈が載ってなくて申しわけないんですが、例えば、図の左端のオレンジで1工区と書いてあるところの下に、霞ヶ浦北埠頭の表記のところでございますが、A1というふうに記号、記載があるかと思いますが、このAというのは橋台を意味するアバットの略語でございます、一つ目の橋台ということで、Aというのは橋台を意味しているということでございます。

次に、その右上にP1などの記載があります。このPというのは橋脚を意味する略語でございます、ピアというんですが、橋脚の略語でございます、P1は1番目の橋脚をあらわしているということで、P2、P3ということで、2番目、3番目の橋脚という意味でございます。

注釈がなくて申しわけございません。細かい図となっておりますが、ご参照いただきたいと思います。

最後に、26ページをお願いいたします。

臨港道路霞4号幹線整備に伴いまして、高松海岸で確認されました廃棄物の状況についてでございます。

霞4号幹線の整備に伴いまして、事業主体である国が高松海岸堤防のつけかえのために工事に着手したところ、今年6月に、主に地中から大量のプレキャストぐいやコンクリート殻などの廃棄物が確認されました。

廃棄物が確認された場所につきましては、川越町地内の堤外地、すなわち堤防の海側でございます。海岸管理者である三重県の管理地と民有地に及んでいるということでございます。場所などは、細かくて申しわけございませんが、位置図、参考図を示させていただきますので、ご参照いただきたいと思いますけれども、大きな図で見いただきますと、先ほどの25ページでございますが、先ほどの25ページでいきますと、真ん中の赤い字で高松海岸堤防のところにP22、26と書いてありますが、ここの橋脚の予定のところ、このあたりということでございます。

戻っていただきまして、26ページでございますが、現在の状況でございますが、廃棄物の数量などにつきましては、土砂が混在しているため、確認に時間を要しておるということ、また、現時点において投棄者が不明であるため、処分については地権者と調整中であるということでございます。なお、土壌調査を行った結果、土壌汚染対策法で規定された基準値以内であったということで、環境上は問題のないものの投棄であったという結果が出てございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

質疑に入る前に休憩にしたいと思います。再開は11時10分よりお願いいたします。

10 : 58 休憩

11 : 10 再開

○ 森 康哲委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたしたいと思います。

ご質疑がございましたら、発言をお願いします。

○ 樋口龍馬委員

よろしくお願いします。

まず、広報広聴課の部分で何点かお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

AR機能の資料、ありがとうございました。少し私の考えている資料と違いまして、現場でAR機能のアプリはどれぐらい使われたのかなというのを知りたかったんですが、なかなか出しづらい資料だということで、数字が把握できないということでしたので、それはもう結構なんですけれども、AR機能を使ってさまざまなことができるよというのを、四十三茶屋や主要の駅で広報しているかどうかについて確認させてください。

○ 芝田広報広聴課長

広報広聴課長の芝田です。

AR機能のPRにつきまして、現状では四十三茶屋、それから主要な駅で、四日市市はARを大々的に活用していますよというPRについては、今のところ、行っていないという状況です。

○ 樋口龍馬委員

せっかく予算をかけてきたものですので、そういったPR、告知もしっかりと行って、来外者の方たちにもアピールをしていただきたいと思います。

続けてよろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 樋口龍馬委員

主要施策実績報告書42ページ、広報広聴課の市政の情報をわかりやすく適時適切に市民に周知するという目的の部分がございます。よろしいでしょうか。ここの中で、指標が、広報紙を読んだことがある、市ホームページへのアクセス件数、市のテレビ番組を見たこ

とがあるというふうに、市民に周知する手法が列記されております。わかりやすくというところの検証をどのように行っていくのかというところについてお尋ねします。

○ 芝田広報広聴課長

委員のほうからお話のありました、こちらのほう、指標でございますが、私どものほうで、広報紙、それから市のテレビ番組、ホームページへのアクセス数、こういう形で指標を設けておりますが、特にわかりやすくという部分の検証につきましては、私どもが設置をしております市政情報アドバイザーのほうで参画しています広報戦略会議の中でご意見をいただくとか、あるいは、市政アンケートの自由回答欄、こういった中で広報よっかいのほうで記載のあった意見、そういったものを見ながら、私どものほうで、実際にこれはわかりやすく発信されているかどうかというのを検証している状況でございます。

○ 樋口龍馬委員

でしたら、その部分の指標というのも設けていかないと、今後なかなか検証が図りにくいのかなど。原課の中ではやられてみえるということなんですけれども、我々のほうに実績として上がってきづらい部分でございますので、今後はぜひ加えていただきたいなと思います。

最後、もう一点だけ、広報広聴課の部分でお尋ねをしたいと思います。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 樋口龍馬委員

フィルムコミッションで、最近、映画の撮影があつたり、成果が上がってきているんですけども、今回のさまざまな中を見ましても、ちょっとフィルムコミッションの記述がありませんでしたので、進捗等について説明いただけたらと思います。

○ 芝田広報広聴課長

私どものほうで昨年度、DVDを作成しまして、それをテレビ局のほうに送付するなどしてPRに努めておるところでございますが、フィルムコミッションそのものの活動につ

きましては、商工会議所の中によっかいちフィルムコミッションという組織ができておりまして、その事務局といたしましては、観光推進室のほうが市の中の事務局という位置づけでございます。そういった中で、私どもとしては、商工会議所、あるいは観光推進室のほうにそういったDVDも提供しながら、今後、こういったDVDを活用していただけるような形で働きかけを行っているという状況でございます。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございました。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 笹岡秀太郎委員

資料請求させていただいた、実績報告書でいうと48ページの四日市地区広域市町村圏協議会の取り組んだ内容について、報告、かなりのボリュームをいただきましてありがとうございました。

それで、まず、菰野町、川越町、朝日町、四日市市もこの中に入ることなんやけど、ここで何を学んでいただきましたでしょうかということが一つです。例えば、名古屋駅のターミナル駅周辺のまちづくりを、これを見ておると検証してきたんだろうけど、四日市地区広域市町村圏協議会におけるテーマとした、政策課題としたポイントと、名古屋市を中心としたまちづくりなのか、それともリニアの駅を四日市市に例えば引っ張ってこようみたいな行政姿勢があるのか、その辺をちょっと教えてください。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

先ほどいただきましたご質問でございますが、まず、四日市地区広域市町村圏協議会で昨年度実施させていただいた事業の中の 하나가今回のリニアの関連の講演会だったということでございますが、まず、こちらの部分につきましては、いかに本地域において、まずは経済的なところも含めてまとまりを持って発展していけるかということで、本地域の課題において、まず取り組むべき事業として、本地域の活性化に資する政策課題という中で取り上げた事業でございますが、この事業の狙いでございますけれども、まず、リニア中

中央新幹線が開業、名古屋駅に持ってこられるということで、それが東京から名古屋ということで、その動きが明確に出てきた中で、本地域としては、その動きを見据える中で、名古屋駅にリニアが来るということにおいて、じゃ、そこへのアクセスとして、いかに便益を享受していけるのかというようなところをまずは学んでいきたいということで、リニア中央新幹線の状況とか、名古屋駅における整備の状況、そして、アクセスがどういうふうになってくるんだというようなところをまず学びたいということで、今回、講演会を開かせていただいて、実施したというところでございます。

そのほかに、同じような地域の活性化に資する政策課題ということで昨年度実施いたしましたのが、定住自立圏構想というのが都市の制度としてございますが、総務省が出しておる定住自立圏構想につきまして、本地域においてそういった取り組みができるのかということを含めまして、定住自立圏構想のシンポジウムが、ちょうど総務省が主催するシンポジウムが伊勢市でございましたので、そこに職員を参加させまして、1市2町の職員でございますが、その実情を、事例についての情報収集を図ったというような取り組みも昨年させていただいたところでございます。

昨年度、主な取り組みといたしましては、あと、ちょっとあれなんですけれども、今回違うんですが、協議会において各市町の独自施策を担当職員が各市町長の前でプレゼンテーションを行ったという取り組みもさせていただいて、そこで意見交換も行ったというようなこともさせていただきました。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

内容、よくわかりました。

この協議会、特に今回たくさん資料をいただきましたので、具体的に四日市市から何人ぐらい参加されたんですか。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

今回の講演会におきまして、出席者が約80人ということでございまして、3町のほうで約20人ほど、ですから、四日市市で約60人ほどというような参加人数になったということでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

奈良市まで延伸させていくところで、三重県、かなり奈良市との共同歩調をとりつつ進めていくという大事な局面に来ておるんだけど、その延伸に関する何か意見交換というのもやられたんですか。

○ 館政策推進部長

今回の研修は、あくまで名古屋駅がどうなっていくか、名古屋駅がどうなるかによって、1市3町の、今後、名古屋に向いたときにどういうアクセスをしていくかというあたりを一生懸命勉強したということございまして、延伸につきましては別途、都市整備部が担当しておりますけれども、期成同盟会のほうで行っておりますので、そちらについては特に今回はやっておりません。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。

そうすると、今回の名古屋駅に整備される今回の国家プロジェクトに対しての我々、菟野町、川越町、朝日町とともに、そのプロジェクトはどうするのかと、名古屋圏を中心にしたものを学んでいただいたということなんやけど、この辺の例えば学んだことに対する何か意見書みたいなものとか、あるいは取りまとめたものとか、これは資料なんやけど、そういうものというものは出るんですか。それともつくっていない。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

まずは、勉強をさせていただいたというところございまして、取りまとめというところまではまだ至っていないという状況でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

じゃ、ペーパーでは何もないと、こういうことなんだろうけど、せっかく60人の方も参加させていただいて、かなり興味深いことを研究もしていただいたので、できましたら、ちょっと参加された方の感想なり、あるいは何をそれで受けたのかと、学んだかというあたりが何かまたわかるようなものを報告いただければなと思うんですが、委員長がお許しいただければ。

○ 森 康哲委員長

まとめたものを何か用意できますか。

○ 館政策推進部長

今、特にまとめたものは、私もちょうど都市整備部のときにこれに参加をさせていただきました。当日の一番の興味は、まず、名古屋駅がどうなっていくのかということですね。そこが多分皆さん興味があるところでして、図面で見させていただきますと、ちょうどリニアは名古屋駅の北側のほうに、13ページを見ていただくとわかりやすいかな。11ページですかね。11ページの下の方でございまして、ちょうど名古屋駅の右上から下にリニア中央新幹線、ちょっと色がなくてわかりませんが、北側のほう、右上から下のほう、太閤通口駅前広場と書いてあるところの斜めに、こういう形で名古屋駅に入ります。その構造は、上にありますように地下、相当深い地下ですね。約30mの地下にホームができると。このあたりが公表されておりました、このあたりを私、当時、学びまして、そうなりますと、四日市の主要な近鉄の駅から近鉄路線を行くとなりますと、この地図でいきますと、近鉄の電車は下から進入してきます。そうしますと、乗りかえに対してちょっと遠いわけですね。その乗りかえについてスムーズにできるようなことを、今後、多分市としましては、近畿日本鉄道ないし、あるいは名古屋鉄道も含めて、あるいは、場合によっては名古屋市に対して申し入れをしていかんといかんのかなと、市民にとってそれが一番望ましいことだろうと。今、名古屋市のほうでは、ちょうど駅の東側のあたりの地下とか地上も含めて、何かアクセスプラザみたいな、中部国際空港のアクセスプラザのような形の、そこに全ての交通が集まってきてリニア新幹線に乗りかえられるような、そういった方向性を出されていらっしゃるんですけど、そのあたりを当時、このときにいろいろ教えていただいたような記憶がございまして。

それから、もう一つ重要なのが、駅に直接高速道路でアクセスできないかという議論をされておるようございまして。ちょうど駅のすぐ南側に名古屋高速道路が、錦ではないですか、何通りというんですか、錦通りですかね。そのあたりにちょうど来るわけです。

(発言する者あり)

○ 館政策推進部長

広小路通りか。ちょうど駅の、地図で申しますと11ページ、これは道路のアクセスですが、左側からちょうど真ん中を右に突き抜けていく、これが高速道路だと思うんですけども、高速道路から直接点線がちょっと点々と名古屋駅のほうに向かっておりますけれども、高速道路から直接名古屋駅にぼんと乗り入れられるような、今、名古屋高速からここに出口がございませんので、こういうのができてきますと、これは近鉄四日市だけじゃなくて、1市3町にとっても、それぞれインターチェンジがこれからできてくるわけがございますので、インターチェンジを介してというか、高速道路を介して名古屋駅に直接アクセスするような、そういったことも今、まだまだ構想段階と聞いておりますけれども、なかなかどういうふうなルートでいくのか、難しいという話はございますが、そういったお話もお聞きしております。

こういう出入り口をつくっていくようなことも……。済みません、私が間違えました。13ページの上の図面です。名古屋高速はもっと南ですね。烏森から黄金というところ辺で、この辺を高速道路が走っておるわけですけども、そこから出入り口をつくって名古屋駅に直接行けるような、今これしかないので、これをどうかというふうなところ辺ですかね。そのあたりを検討されているということでございます。ちょっと位置関係を間違えましたけれども、そういった名古屋駅に高速道路で直接アクセスするようなことも検討されているということで、これは1市3町にとっては大きな話じゃないかなと。そのあたりを結構学んだような記憶がございます。

ちょっとまとめという形になるかどうかわかりませんが、当日のお話いただいた記録があれば、それらをまとめておくと、そういうことができると思うんですが。

○ 笹岡秀太郎委員

ありがとうございます。今の説明で大体のみ込めた部分はあるんですが、この10月に大臣のほうでゴーサインを、こちらの大臣が出すと思うんですけど、この事業計画というか、出した準備書を見ると、この地図は少し違うんやな、当時のあれと。何が違うかという、名古屋駅から出て、リニア新幹線が点々で書いてあるけど、これは計画やから、本来、点々がないんやな。名古屋駅までなんやな。ところが、名古屋駅から2km、引き上げ線というのをつくるんですわ、予備線を。その引き上げ線というのを、準備書を見ると、名古屋駅からかすかに2kmほど行って、名阪国道を目指すルートをとっておるんやけど、想定

の真ん中のルート、もう既に名古屋駅が駅構造として出ておるんですね。その辺の、10月に新しい大臣がゴーと言ったときにそういうことも出てくるので、大きく四日市市にも影響してくるところですので、ぜひ継続してこれは情報収集をお願いしたいので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 日置記平委員

要望も含めてですが、国際経済交流事業で、特に四日市市、天津市との交流事業について、これまでの経緯はわかりましたが、これからの推進計画はお持ちだと思っておりますが、それが何か資料ででき上がったものがあれば欲しいし、なければ、簡単に説明してもらえたらと思っておりますが、それが一つと、それから、中国ビジネスセミナーが開催された中で、済んだやつの資料が欲しいと思うんですけど、1番の平成25年6月3日と5番の平成26年1月17日、このときの資料があったら欲しいなど、お願いです。

さらに、要望的なものは、これまで天津市と四日市市の交流の中で物品の販売的なものについては、食料品または食料加工的なものが多いように思うのね。そうじゃなしに、もう一つ、中小企業への販売支援というのが非常に弱いところがあって、中小企業でも、加工専門ですと、なかなかステップとしては難しいけど、完成品までつくっているオンリーワン、もしくはオンリーワンに近いようなメーカーが四日市市にも存在するわけです。そんなようなところのセミナーをこれから加えてほしいなというふうに思います。それをお願いしたいんですね。

それで、あわせて、東京事務所のほうで調べてもらうのかどうかわかりませんが、例えばアジア、韓国、台湾、中国、それからベトナム、インドネシア、フィリピン等の東京にある大使館、あるいは名古屋にもあるところがありますね。名古屋の韓国と中国の大使館は私も行ったことがあるのでわかっているんですが、名古屋にあれば名古屋のほうで、近いのでいいんです。その住所と電話番号等、そういう産業交流担当者の名前がわかれば調べてほしいなという、これはお願いです。

あとありますけど、そんなところで、それから、何ページやった、四日市港の話をちょ

っと聞かせてもらったんだけど、市民に親しまれる港づくりのところでちょっと話がありました。最近、市民は港に入れないのかな。ガードマンがおって、許可証が要るんだと言われたそうやけど、その許可証ってどこでもらうんやということ聞かれたんやけど、また後でいいです。この場じゃなくて、教えてください。これは特に霞ヶ浦のほうね。

以上です。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

後で済みません。

○ 日置記平委員

後でいいです。

○ 館政策推進部長

まず、冒頭、天津市との経済交流の今後の取り組みといったところでございますけど、実は来年、ちょうど天津市との姉妹都市提携35周年に当たります。議会でもご答弁いたしました。30周年のときに経済交流を始めましょうということで覚書を結んで始まったわけですね。ちょうど来年35周年で、5周年置きに交流のときにはちょっと大々的に物事をやるんですけども、30周年のときは天津市を主会場に交流をいろいろやりました。経済だけでなく、文化とかスポーツの面も含めまして。今度、35周年は四日市市のほうの番になっておりまして、来年度は四日市市をメインにして交流、ですから、来年はたくさん天津市からお越しいただくような計画を今してございます。

その中に経済交流の部分も入っておりまして、向こうのほうからは、ぜひ四日市市のほうに企業を連れて行きたいということをおっしゃっていらっしやいまして、これは中国の天津市のほうからですね。今のところ、どうなるかわかりませんが、県のリーディング産業展が毎年秋に行われますので、そこでワンブースぐらい天津市がとれないかなと、これはまだ確定してございません。これは県と調整がこれから要りますが、例えばそういう場であれば、たくさん人の集まる場所でもあるので、そこでということで、これはちょっと委員のおっしゃることとは逆かもしれませんが、向こうのほうの売り込みかわかりませんが、ただ、そこで当然、商談的なブースも設けていくことによって、こちらの企業の皆さんと、向こうのこちらへお越しいただいた企業の皆さんとでお話ししていただく

ような、そういうブースは当然設けていけるとお思いますので、まず来年はちょっと一つ大きな取り組みができるのかなとおっております。

再来年度以降、また平年ベースの交流になってまいりますけれども、これにつきましては、引き続き、商工会議所を中心にやっていただいているセミナーとか、これを強力にバックアップしていくということになるかとお思いますので、その中でより物産、先ほどもいただいてございます食料とか、そういうものに限らず、中小企業の完成品といった工業製品と申しますか、そういったものも考えていかないといけないなという思いでございます。

昨年度いただいた提言書の中にも、中小企業の海外展開を促すような施策を打っていくということで、今回の商工費の中でもそういう補正予算を上げさせていただいておりますけれども、そういったことの一環で天津市のほうもつなげていければなという思いでございます。

それから、6月3日と1月17日の詳しい資料につきましては、これは商工会議所のほうで主催していただいておりますので、そちらのほうに一度確認をしまして、より詳しいものがございましたら、それでご提供できるかとお思いますので、これは商工会議所のほうへ一応確認をさせていただきたいとお思います。

それから、東南アジアのそれぞれ東京の大使館であるとか名古屋の領事館等々があれば、その住所とか電話番号、このあたりは我々も調べていきますので、また調べたところで資料を提供させていただきたいとお思います。産業担当部署がそこでそれぞれあるかどうか、ちょっとそれはまだ私らも確認してございませんので、そこがあれば、そこも含めてちょっと調べていきたいとお思います。

○藤岡政策推進課主幹

政策推進課、藤岡と申します。

最後のご質問の市民の方が霞ヶ浦地区の港ほうへ入れない、許可証が必要じゃないかというようなご指摘を受けたというところでございますけれども、ちょっと推測で恐縮ですが、恐らくコンテナターミナルのところに関しましてはフェンスで囲っておりまして、セキュリティー対策と申しますか、アメリカの同時多発テロを受けまして、セキュリティー対策ということで……。

○ 日置記平委員

許可証の要るところは、どこへ行ったらもらえるのかということだけをしっかりと教えてくれたらええ。

○ 藤岡政策推進課主幹

そちらに関しましては、一般的に輸出入を行う関係でございますので、税関のほうであるとか、ターミナルの管理運営会社のほうになると思いますので、ちょっと正確なことに关しましては、また後ほどお調べさせていただければと思いますが。

○ 日置記平委員

今度は四日市市へ来てもらおうそうですが、ワンブースって、余りにも小さ過ぎへん。これ、天津市、怒ってくるぞ。5ブースぐらいと言っておいたほうがええんと違う。少なかったら、二つにせやいいんやで。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 山本里香委員

資料、ありがとうございました。

四日市港管理組合の負担金にかかわる国直轄事業の件と、それから、26ページにおいては、工事中に発見された遺棄されたもののことです。26ページの確認された廃棄物については、きちんと調査もしていただくことをお願いもしていただきたいと思います。有害なものではないというようなことで確認はされたようではございますけれども、この工事がなければ見つからなかったということにもなるかもしれませんが、事実確認だけ、またわかりましたら教えていただきたいと思います。

さて、25ページにいただきましたものです。平成25年度というのは、直轄事業の霞4号幹線道路にとっては大変節目のときだったと私は思っているんですけども。

というのは、図面でいただきましたように、黄色の工事が進んだ、これに関しては、予算のときにはショートカットということはずっと申しておりましたので、先へ進んでいく

ことに関して問題があるということで、反対もさせてもらっていたんですが、平成25年度にこれが進みました。これが進んだ以上、次、平成25年度にやってしまったものを壊せとか、そんなわけにはまいりませんもので、大変微妙な思いをしているんですけども、今後、この工事が進められていくに当たって、いろいろ今まで片側2車線というのが最終目的で、そして、暫定的には片側1車線でという計画の中、長くかかっておりますので、その時々々の経済状況を反映して、最終的まで考えたときには工事費用もだんだん膨らんできているということだと思います。

ショートカットはもう無理だと思いますが、今、片側2車線というのが本当に必要かどうかということについて、四日市市としても負担金を出していて、その中で国直轄事業に使っているという中で、今後、際限なくとは言いませんけれども、大きな支出がある程度予測されるわけですね。そこを工事計画の片側1車線への見直しなどのことが話し合われたり、四日市市からも要請をしてもらうことが、四日市港管理組合議会で物事が決まっていくとはいえ、国が決めていくとはいえ、そういうようなことは必要ないのでしょうかね。考えられませんか。

○ 館政策推進部長

私どもとしましては、早期にインターチェンジまでまずつなげると、これが非常に効果を発揮いたしますので、まず暫定2車線をつないでいただくということが第一優先だと思います。これは、国の直轄事業でも、道路のバイパス事業でもそうなんですけれども、まずは2車線をつないでおいて、その後の交通量を見きわめながら、それを拡大、拡幅していくというのが、これが常套と申しましょうか、常でございます。したがって、今回も用地とか橋脚の部分では、当然4車線で確保しながら進めてまいります。上部工だけが恐らくまずは2車線でやって、残りの2車線は後でかける。これは交通量も見ながらということでございますので、ただ、それをもう市としては要らないんだと、2車線だけでいいんだということではないと思います。やはり今後の四日市港の発展を進めていくというか、進展していくためには重要な道路でございますので、物流の量がふえてまいりましたら、当然、将来的には完成に向けてお願いをしていくということになろうかと思っております。ただ、その時期については、当然、交通量を見ながらということになろうかと思うんですが、市としましては、やっぱり最終的な形になるように要望していくべきであろうというふうには思っております。

○ 山本里香委員

先のごことはなかなか、ずっと先のごことになるとすれば、経済状況もまた大きく変わるかも、どう変わるかもわかりませんが、よくなるのが私の望みです。今のところ、つなげるということで、それを最大の要望としてやっていくということに関しては、もうここまで橋も建ってきているので、するなら早くやらないといけないと思いますが、2車線が完成したとき、次のステップに上がるということに関しては、まだ今そんなことまで考えられないと、広く広く先までは見通すけど、そこまで細かいことは言ってもらえないというのはあるかもわかりませんが、慎重に対応していくということをしていただけると信じております。要望でしかないし、ちょっと今、状況としては、大変高額にして、そして、四日市市としては重要な道路であるという認識を半分ぐらい持ちながら、意見をさせていただきました。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 樋口龍馬委員

1点、資料でお許しいただければ、後ほど結構なんですけど、総務常任委員会資料の政策推進部の12ページのところに中核市について若干触れられております。保健所政令市として進めながら、さまざまな事案を解決していく中でどんな協議がされているのか、どういうふうに向かっているのかというのがわかるように、またペーパーでいただけたらと思いますので、特段、審査に関係あるということじゃないんですが、よろしく願いいたします。

○ 森 康哲委員長

用意できますか。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

これまでどういうふうな協議を進めてきたかというようなところをまとめさせていただくということで。

○ 森 康哲委員長

後日で結構です。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

後日でよろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員長

はい。

○ 服部政策推進部次長兼政策推進課長

じゃ、用意させていただきます。

○ 森 康哲委員長

用意してください。

他に質疑もないようなので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論の発言がないようですので、これより採決に入りたいと思います。

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中政策推進部所管部分及び第8款土木費、第5項港湾費について、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中秘書課、政策推進課、東京事務所、広報広聴課関係部分、第4目文書広報費中広報広聴課関係部分、第8目企画費、第12目国際化推進費中秘書課関係部分、第8款土木費、第5項港湾費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移りますので、理事者は入れかえを行ってください。

それでは、理事者はまだ到着していないので、昼からの審査とさせていただきたいと思
います。再開は1時からということをお願いいたします。

11：46 休憩

13：00 再開

○ 森 康哲委員長

それでは、休憩前に引き続き、消防本部所管部分の議案の審査に入りたいと思います。
まず、消防長、ご挨拶をお願いします。

○ 後藤消防長

消防長の後藤でございます。午前中は大変失礼いたしました。

このたび消防本部内における人事情報の漏えいにつきまして、先週の金曜日、そして土曜日におきまして、各報道機関から報道がされました。総務常任委員会の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、おわび申し上げます。現在、最終段階でございまして、今後、適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、去る8月22日に開催されました総務常任委員会議案聴取会におきまして、平成

25年度決算と一般議案における説明をさせていただきましたときに追加資料のご請求をいただきました。資料はお手元のとおりでございますが、各担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員長

傍聴者が1名入られております。

議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

第1目 常備消防費

第2目 非常備消防費

第3目 消防施設費

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第9款消防費、第1項消防費中消防本部所管部分について、追加資料の説明を求めます。

○ 矢田消防救急課長

消防救急課長の矢田でございます。

笹岡委員のほうから資料請求のありました、海上保安庁との連携について説明させていただきます。追加資料の1ページになります。

四日市海上保安部と消防本部は、昭和46年5月22日に船舶消防に関する業務協定を締結しております。これは、船舶火災につきまして協力し、円滑に消火活動を行うために締結しているところでございます。

協定の内容につきましては、消火活動の担当範囲の明確化、火災原因調査担当の明確化、消火活動に関する情報交換の強化、大型タンカー事故における消火活動を円滑に行うため

の連絡調整を行うことが決められております。

2番のほうで、船舶火災の状況でございます。過去5年間に2回、船舶火災が発生しております。いずれも平成24年の発生でございます。一つは霞2丁目の岸壁の作業船の火災、ポートビルの北西あたりになります。ここの岸壁での作業船の火災、二つ目は、川越町の漁港で発生いたしました小型船舶の火災でございます。いずれも四日市市消防本部が消火活動、現地調査を所管しております。

3番目でございます。次に、海上保安部と消防本部の訓練の状況でございます。平成25年度中の状況でございます。船舶火災、油流出対応、救助訓練などの連携訓練を年に4回実施しております。毎年4回程度の訓練を実施しております。災害時に備えましての連携強化に努めているところでございます。

資料の説明については以上でございます。

○ 市川予防保安課長

予防保安課長、市川でございます。

私のほうからは、2ページでございますけれども、山本委員からご請求のありましたコンビナートにおける消防車両等の現況ということで、コンビナート企業の防災資機材についてご説明を申し上げます。

まず、各企業に設置されております資機材につきましては、石油コンビナート等災害防止法に基づきまして、配置が定められております。

1番目、自衛防災組織及び共同防災組織というふうに書いてございますけれども、自衛防災組織と申しますのは、各企業個々が責任を持って配備をしておる消防資機材ということでございます。それから、共同防災組織というものがございまして、これにつきましては、各企業が共同して所有をしている、運用しているというようなものでございます。

ここに書いてございます大型化学消防車、大型化学高所放水車、泡原液搬送車、これは特に大規模なタンク用の消火資機材でございます。動力としましては、1セット当たり3100リットルの泡が放出できるというようなものでございます。それからあと、甲種普通化学消防車、これは少し能力が落ちるんですけれども、2100リットルの放水能力を有するものでございます。それからあと、粉末消防車、可搬式の放水銃各種、耐熱服、空気呼吸器、オイルフェンス、オイルフェンス展張船、それから油回収装置、補助船ということで

ございます。それから、消火のための泡消火薬剤等が、キロリットルでございますけれども、これだけ所有をされております。

下に描いてございます絵が大型化学高所放水車、22m以上の高さまで到達するブームを持っております。それから、泡原液搬送車ということで、泡消火薬剤を積載しておるタンクローリーのような型のものでございます。

続きまして、2番目、中京地区広域共同防災組織の現況ということでございます。これにつきましては、平成15年9月に発生しました十勝沖地震におきまして、44時間にわたってタンクが燃え続けたというような事例がございまして、なかなか一般の消火設備では消火が困難というようなことが出てまいりました。このときに大容量泡放射システム、これが法制化をされまして、全国12地区に配備がされております。四日市市におきましては、昭和四日市石油の楠タンクヤード内に配備がされておまして、四日市市、尾鷲市、それから愛知県の名古屋臨海等の各企業10社で、これを共有して所有しておるといふふうなものでございます。

大容量泡放射砲でございますけれども、少し右の絵を見ていただきますと、これが放水をするノズルでございます。それから、下が放水風景でございますけれども、1分間に3万リットルの放水が可能と、これが2セットございます。それを運用するための泡消火薬剤と、それから水中ポンプであるとか放水ポンプであるとか、そういったものを所有しておるといふようなものでございます。

私のほうの説明は以上でございます。

○ 奥村情報指令課長

情報指令課の奥村と言います。

お手元の資料の3ページ目のところですがけれども、樋口委員のほうから、119番通報についてということでご質問をいただきまして、1番のところ、各項目の件数、あるいは比率を記載しております。

2番目のところ、いたずら、間違い、問い合わせ、これらの主な内容ということで、いたずらについては、子供や飲酒者などによるいたずら通報、間違いについては、117番など時報案内、これとのかけ間違い、あるいは、けが人のいない交通事故なんかですと、私どもというより110番ですので、間違いの中に入れさせていただいています。問い合わせについては、火災の問い合わせ、あるいは病院の問い合わせです。その他については、こ

れらに該当しない、指令室員がボタンを押すまでに切れるような通報、あるいは、ちょっと人生相談的な通報、これについてもその他に入れさせていただいています。

これの対応について、3番目のところなんですけれども、特に悪質な通報ということで、1番のところ、いたずらやうそ、嘘報による通報、あるいは、救急通報でも、救急出動要請をするんですけれども、行くと拒否をするというような、そういうのを繰り返すような通報とか、あるいは、ちょっとアルコール依存症の方がコンビニの前で倒れている、病院へ行って異常なし、また違うところで倒れている、そういうことを繰り返すようなところ、こういうような救急についてもありますけれども、4番のところ、これらの対応についてなんですけれども、悪質ないたずら通報については、警察さんと連携して対応しています。それから、救急通報の常連者については、搬送が必要でないのが続くようであれば、市の関係者、あるいは警察と連携して対応しているということで、今のところ、これらにかかわったおかげでというか、これらにかかわったために出動がおくれたとか、非常に困ったという事象まではいかずに何とか対応しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○ 坂倉消防本部総務課長

総務課長の坂倉でございます。よろしく申し上げます。

資料の4ページをごらんいただけますでしょうか。

笹岡委員から、消防職員の定数と実際の数についての考え方に関する資料をというご請求でございます。

消防職員の定数につきましては、消防組織法で条例で定めるというふうになっておりまして、1番に書かせていただきましたが、私ども消防部局、消防職員の条例定数は320人以内というふうに規定をさせていただいております。それで、平成25年度主要施策実績報告書の結果の中で、一般職給、それから朝日・川越二町事務受託一般職給、再任用職給、これが私どもとしては消防職員の定数としてカウントをする職員でございます。一般職給は291名、朝日・川越二町事務受託一般職給が25人、再任用職員は5人で、合計321名でございます。実際に定数は320人ということでございますので、こここのところの説明につきましては、米印のところでございますが、私ども、再任用職員が5名いるわけでございますが、全て短時間勤務再任用職員ということで、週4日間の勤務をしていただいております。これは換算という形にはなるんですけれども、4日間の人間が5

名おりますので、換算をいたしまして、一般職給は週5日間ですので、4人分ということで、定数を320人という形で運用させていただいているのが現状でございます。

それから、(2)といたしまして、実は、先ほど説明した321人とは別に、消防吏員でございますが、市長部局へ平成25年度は5人を出向させていただきました。これは、消防の定数ではなくて、市長部局の定数としてカウントをされるということでございます。どこに行っていたかというのは、ちょっと米印にも書かせていただいたんですけども、危機管理監1名、危機管理室2名、建築指導課1名、東京事務所と書いてございますが、消防大学の教官に2年間ですけど、平成24年度、平成25年度と派遣をさせていただいております。これが状況でございます。

下、参考でございますけど、ことしは実は、消防部局の消防職員数は変わっておりませんが、市長部局への出向数が4人という形で1名減っております。危機管理室に3人、環境保全課に1名という状況で市長部局のほうに出向をしております。

説明は以上でございます。

○ 矢田消防救急課長

消防救急課長の矢田でございます。

委員長から資料請求のありました8月21日に発生いたしました大矢知町の建物火災の内容についてでございます。消防車両等の所要時間についてご説明をさせていただきます。

追加資料の5ページになります。

火災発生日は8月21日でありました。平日の午前7時30分、宅地の建物火災でございます。住居と車庫兼物置を全焼した火災でございます。不幸にも、居住者の女性が1名焼死しております。

出動につきましては、公設の消防が8車両、消防分団が4車両出動しております。各車両ごとの現場到着時間、放水時間を4のほうで一覧表にしております。出動指令から放水開始までに要した時間は、先着した北消防署隊が約11分でございます。消防分団につきましては、放水活動はございませんでした。

資料についての説明は以上でございます。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、発言願います。

○ 樋口龍馬委員

資料、ありがとうございました。

119番通報についてのところなんですけれども、悪質な通報への対応というのも、これはしばらく変わっていない対応方法なのかなと思うんですが、実際、この対応で解決してきた部分というのはあったのでしょうか。

○ 奥村情報指令課長

火災通報については、やっぱり同じような方からの通報はないものと判断されています。救急については、ある程度件数が重なったときに、親戚の方に来ていただくとか、そういう対応で、これについても今のところ何とか対応できています。

○ 樋口龍馬委員

では、厳しい指導を行ったところに関しては再犯はないということによろしいですね。

○ 奥村情報指令課長

そうです。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 山口智也委員

樋口委員に関連させていただきまして、悪質な通報への対応なんですけど、一番下の4の(2)の常連者というのがありますけれども、これって管内で大体どのぐらいの人数というのは言えますかね。

○ 奥村情報指令課長

少しずつ重なるようなところは、リストと言うとおかしいですけども、ちょっと書き上げていますけど、100人ぐらいはみえると思うんですけど、ただ、それがずっと1年、2年と続いていませんもので、ある程度重なったときには対応させていただいていますので、それ以上、そんな100人もずっとおるというわけではございません。

○ 山口智也委員

リストとして、大体この人やというのはもう把握はしてみえるんだと思うんですけども、そうした人に対して、市の関係部局や警察と連携してということなんですけれども、例えば、そういうお宅に訪問して、きちんとわかっていただけるようにご説明申し上げるとか、そういった対応というのは実際されているんですかね。

○ 奥村情報指令課長

管轄の消防署の担当と、それから主に親戚の方、当人だけですと、なかなか改善されなもので、できたらお願いして、親戚の方に来ていただくとか、あるいは警察の方を含めて対応しているのが現状です。

○ 山口智也委員

そうすると、行って、対面でお話しするという理解でいいですかね。わかりました。ありがとうございます。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 笹岡秀太郎委員

船舶火災ですけど、海上保安部と協定を結んでおるということは、海上保安部と四日市市が協定を結んでおるという理解なんやけど、具体的に誰と誰の協定なの。四日市市長と四日市港長になるのかな、海上保安部長になるのかな。

○ 矢田消防救急課長

協定につきましては、四日市市消防長と四日市海上保安部長でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

四日市市消防長と海上保安部長ね。

それで、この目的としては消火活動に特化してあるけれども、例えば、船上の火災等の予防とか啓発なんかは担わなくてもいいわけですか。

○ 矢田消防救急課長

船上というのは、洋上という意味でございますか。

○ 笹岡秀太郎委員

うん。

○ 矢田消防救急課長

一応、海上保安部と消防本部と主たる業務の線引きを、所管をこの協定で引いておりまして、係留された船舶、また、例えばドックへ上がっている入渠中、そういった船舶については、あと河川とか運河内の船舶については消防本部が担任しますよと。そのほかについては海上保安部がしますよと。船舶火災の予防につきましては、お互いに協力して、立ち入り等も実際にやられているところでございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

この内容のところで説明していたので、そのとおりにかなと思うんやけど、費用負担の明確化というのも書いてあるんやけど、2番の過去5年間の船舶火災の出動状況というのが書いてあると、これはそうすると、消防本部と海上保安部がその費用負担をしたという理解でいいの。

○ 矢田消防救急課長

協定の中身につきましては、船舶の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとするというふうになっております。ただし、特に多額の経費を要した場合

については、その都度、両者の協議となっております。今回の平成24年の船舶火災2件につきましては、消防本部が負担しておるところでございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。

四日市区域というのは、四日市港じゃなくて、四日市市の海岸線全てを含むという理解でよろしいんですよね。

○ 矢田消防救急課長

この区域というのは、四日市市区域内というふうに協定のほうはなっております。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、川越町とかあのあたりはないというふうに理解してもいいの。

○ 矢田消防救急課長

海上保安部のほうへ私ども確認しておりますけど、川越町と海上保安部との協定はございません。四日市市の消防本部と海上保安部の協定のみでございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。

続けてよろしい。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 笹岡秀太郎委員

もう一点は、職員の定数ですけど、説明を聞いてわかったんですが、米印のところか

ウントの仕方、これはみなして人数分にしておるとのことだということふうに理解するんですが、市長部局に出向している職員の身分というのはどういうふうになるわけですか。

○ 坂倉消防本部総務課長

身分、もちろん消防吏員で採用しておりますけれども、出向ということですので、市の主事という形になるという形でございます。ですから、もちろん市同士の職員でございますが、出向という形ですので、市の主事という形になります。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、今、出向してみえる職員数5人というふうになっておるこの5人は、一般職員の定数枠に今度はいってくるという理解でいいんですか。

○ 坂倉消防本部総務課長

そのとおりでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

出向が解けて戻るときは、どういうふうになるの。

○ 坂倉消防本部総務課長

これはちょっと人事の調整の都合もございまして。当然、こちらに何名出るかという、例えば5名出る、4名出るという、今させていただいておるんですけども、これは全部こちらに戻すという形になると、320人という定数を確保するために、極端な話をすると、採用をとめるという形になって、320人の職員定数条例を守るという形になると思います。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。了解です。

それと最後に、出向しているところ、東京事務所、建築指導課、危機管理室に2人、危機管理監というふうになっておるけど、これも従来ずっとこういうバランスで来ておるん

ですか。

○ 坂倉消防本部総務課長

平成19年ぐらいから、実は市役所のほうへ人を送り、私も当時、市役所のほうに来ていたんですけども、平成19年度ぐらいから、やっぱり職員の育成ということも含めまして、約5名程度、市役所のほうへこういう形で送っているということで、現在もこのような形で続けております。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

これからももちろんこういう形が続くということは、これにプラス320人は職員が別におるといふような理解でいいんやね。そういうことやね。わかりました。もういいです。

○ 樋口龍馬委員

常備消防についてはわかったんですけども、非常備の過不足というのは今どうなっているんですかね。

○ 矢田消防救急課長

消防団の定数につきましては今620名、実員が8月1日現在で584名でございます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

これは充足していないという考え方でいいんですかね。

○ 矢田消防救急課長

それぞれの分団ごとに定数がございまして、その部分で各分団でまだ欠員がいるという状況でございます。

○ 樋口龍馬委員

後日で結構なので、各分団の状況を表でいただきたいのと、あと、大分高齢化してきて

いるという話も聞くんですが、そこについて行政から何か、自治体側と協力をして新しい消防分団員を入れていこうとかという動きはあるんでしょうか。

○ 矢田消防救急課長

各分団の欠員につきましては、基本的には各分団ごとで分団長のほうに委任しているところもございまして、各地域のほうで、そういった分団の募集につきましては、うちのほうでも消防団促進キャンペーンとか、そういうのを打ちまして、いろいろキャンペーンのイベントでそういった若い人への啓発を担っているところでございます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

決算ですので、余りそこは踏み込まないようにして、現状はわかりました。これからも頑張っていたきたいところなんですけど、楠地区の水防なんですけど、ポンプの整備に伴って減らしていくというような話を産業生活常任委員会的时候に聞いておったと思うんですが、今後の見通しというのは、いまだに減らしていくという考え方でいるのか、現状維持という方向になってきているのか、そのあたりの所見だけ伺っていいですか。

○ 矢田消防救急課長

機能別団員の水防対応班のご質問だと思います。基本的に減らしていくというよりも、現状維持、もしくは活動できるようにしていきたいというふうに考えています。というのも、全市対応で水防対応班というのを考えておりまして、そういった分について、今、若干実員が定数に比べて少ないところもございまして、その分は確保していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 山本里香委員

資料をいただきましたありがとうございます。

コンビナート企業さんのほうで、コンビナート等災害防止法ということで、規定に基づいて各企業さん、単体であり、また共同体でありということで、このような装備をしていただいているということ、また、合同して訓練をしたり、出初式では一緒にパレードなどで見せていただいているのがそうなのかなと思って確認をさせていただきました。

この災害防止法ということに基づいて、充足をもちろんこれはしているから載せていただいているんだと思うんですけども、そのレベルが私たちはわからないので、充実をそれぞれのところも、市もせなあかんのは一義ですけども、充実をそれぞれのところでもっていただくということもとっても大切なことだと思います。大きな、何かとても大層なとか、立派な泡で放水をすると、泡放水のこういったものもあるということで、こういったことをやっぱり市民の皆さんにも知ってもいただきたいし、そしてまた、企業さんでも、それぞれ特性のあるものがここにあるはずですので、それぞれのところでもこれから促進して充実をしていっていただきたいと思うんですけども、そこら辺のところは、災害防止法というもののレベルというのかな。何か話し合いをしたりとか、それによって要望したりとか調整したりということはあるんでしょうか。

○ 市川予防保安課長

予防保安課長、市川でございます。

法律に基づいてということでございますので、余り調整してという部分はほとんどないんですが、例えば、大型化学高所放水車と泡原液搬送車——昔は大型化学消防車と高所放水車は別々だったんですけども、今、一体化をされてきています——と申しますのは、34m以上のタンクがあるところは設置してくださいというような形で決まっていますので、余り調整をしながらということではございません。ただ、この中には、法を超えた消防設備というか、消防車両の設置をされているところもございますし、それは各企業さんが自主的に考えられて、必要だというところは設置をいただいておりますのでございます。

以上でございます。

○ 山本里香委員

プラスアルファで法よりも固めてもらっているところがあると、それは企業さんのほうの努力にあるということで確認をさせていただきました。

この装備を使うというか、そのときになって出動をされるのは、専門で常勤している人じゃなくて、日常は何かの企業の中で仕事をしてみえる方が緊急事態のときに乗り込んでという形とかになるんでしょうか。ちょっと私、知識がないので、常備でおっていただく方がおるんでしょうか。

○ 市川予防保安課長

おっしゃられたとおり、例えば消防車でありますと、指揮者と、それから機械運転手の方はやっぱり専属で置かれて、その他の方は駆けつけて乗って出ていくとか、共同防災なんかはほとんど職員を配置しながらやっている、共同防災の部分はほとんど職員を配置しながらやっているというようなことでございます。ただ、自衛防災につきましては、先ほど申し上げたように、機関員と指揮者以外はほとんど兼務でやられているというのが実情でございます。

以上です。

○ 山本里香委員

ちょっと様子がわかったので、わかってきました。ありがとうございます。訓練等も含めて、連携して進めていただきたいと思います。

続けて1件、よろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 山本里香委員

先ほども定数についてのことで質疑がありましたけれども、この定数については、今320人というところを、出向の方を除いた形で充足をしているということで、ただ、実務上のことでどのような実態があるのかということがちょっとわかりませんが、平成19年、平成20年、あのころだったと思うんですけれども、装備を消防車両とかどんどんしていく中で、車両はあるけれども、乗り込んでいく人が緊急のときに足りないというようなことは、全国各地でそういうようなことがちょっとありまして、加藤清助議員のほうからも質問をさせていただいたことがあると思うんですが、今の実態として、本当にやりくりとい

うか、この中できちんと配備してもらっていると思うんですが、そんな実態というのはあるのでしょうか。

○ 坂倉消防本部総務課長

人と車のバランスでございます。もちろん私ども、これも一遍に配置してある職員が全ての車両に乗れるかということ、それは今現時点では無理でございます。例えば大きな災害が発生した場合は、職員に非常招集をかけて、その車で出動すると。ですから、今320人いれば、私ども全部職員が集まれば、全ての消防力を発揮できるというふうな状況ではございます。ただ、今、実際には交代勤務をやっておりまして、3班でやっておりますので、その3班で320人のうち約210人ぐらいがいわゆる現場で従事をしているという形になりますので、それを三つの班で実際には勤務しているという状況でございます。

以上です。

○ 山本里香委員

緊急事態で重なって重なって重なってきたときには、今のような非常招集という形で配備していただくということで、今、交替制の中で、車両を一遍に全部動かす必要があるかないか、その状況ですから、今、出動するに当たっては、支障なくという言い方はおかしいですけれども、対応していただけているというレベルであるということによろしいですね。

○ 坂倉消防本部総務課長

確かに、今すぐに支障があるかということ、そういうような状況ではございません。ただ、昨日も救急車が8台同時に出る、私ども、10台ございますけれども、そういう状況もあるということは事実でございます。

それから、申しわけございません。先ほどちょっと私、消防署を210名程度と言いましたが、242名がいわゆる消防署で活動をしておりまして、消防本部は79名が活動しておるのが実態でございます。申しわけございません。

○ 山本里香委員

いろいろ勉強させていただきました。ありがとうございました。お世話さまです。

○ 笹岡秀太郎委員

先ほどちょっと聞き忘れたので、ごめんなさい、教えてください。

船舶火災ですけど、2番目のところ、過去5年間の状況を見ておると、これは2件しかないの、5年間なかったんだなというふうに思うんだけど、これを見ておると、日にちが2月10日、2月18日、非常に接近しているし、週末というのも共通しているかなと。それから、四日市市でいくと、北部の霞2丁目ですから、それから川越町、いずれも係留中の船、それから漁港に係留中、この辺の一連の流れというのは何かな、多分、原因ももう調査もなさっておると思うんですけど、何かこれは不審火というか。

○ 矢田消防救急課長

日程的には、時期的には近辺にあるんですけど、原因は全く別々でございまして、特に不審火とか、そういったものではございません。火の不始末があったというところがございます。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、下の段の2月18日の係留中の小型船舶3隻というけど、これも例えば類焼していったというふうな感覚でいいんですか。

○ 矢田消防救急課長

そのとおりでございまして、1隻のところから火の不始末がありまして、それが、つながっていますので、燃え移っていったというところがございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

一般的な放置船、プレジャーボート、よく放ってある、ああいうものか、それとも漁船なのか、どっちやったんですか。

○ 矢田消防救急課長

火元は漁船でございましたけど、類焼していったのは長く使っていないなという船でございました。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、3隻とも全然全く全焼というか、だめということですか。

○ 矢田消防救急課長

そのとおりでございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

特に関連性はなくて、不審な事案でもなかったというふうに理解すればいいんですね。ありがとうございます。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なければ、私が資料要求した5ページ目の件について、ちょっと質問させていただきま

す。
非常備の現場到着時間が、7時44分に3分団同時到着となっておりますけれども、例えば、地元分団の大矢知分団と一番遠い富洲原分団が同着というのは少し不自然だと思えます。その辺の説明をお聞きしたいと思えます。

○ 奥村情報指令課長

情報指令課の奥村です。

これは、無線で聞かせていただいた時間を正確にそのまま書いています。ただ、同着に

なるのが、初め交信する中でいろんな情報、これぐらい燃えておるとか、けが人の状況とか、いろいろ無線をしていただいております間は、分団さんの方は本当に待っていただいております、入れていただくということはありますけれども、入れていただいた時間は、本当にこの44分で無線を受けていますので、そのまま書かせていただいております。

○ 森 康哲委員長

そうしますと、一番早い常備の北消防署の普通車が7時39分、それから7時44分の間にそれぞれが現着はしたけれども、報告はなかったと、同時になってしまったと、そういう理解でよろしいですか。

○ 奥村情報指令課長

消防団さんですかね。

○ 森 康哲委員長

そうです。

○ 奥村情報指令課長

無線で報告していただいた時間がこの時間です。40分、39分という時間は、着いておる時間ですけれども、分団さんについても無線をもらっておる時間です。

○ 森 康哲委員長

恐らく、一番最初に到着したところが無線を使い始めるのが多いと思うんですけれども、そのやりとりがずっと続いていったがために、現着された分団が報告できないままずっと待っていたと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○ 矢田消防救急課長

基本的に、公設の消防隊のほうは、ABMといたしまして、自動的にその時間を記録するものがございます。情報指令課長も言いましたとおり、消防分団につきましては、無線交信で送ってくる時間を記録しておりまして、その時間がこれとございまして、大矢知町の火災について、分団さんが例えば先に着いていたけど待っていたとか、そういった状況は、

こういった中ではちょっとまだつかみ切れておりません。

以上でございます。

○ 森 康哲委員長

非常備のほうで、ここからだけですけれども、読み取れるのは、地元分団と富洲原分団が同じ7時44分だと。距離的にかなり違いがあると思うので、その辺の正確性、本当に到着した時間が知りたかったなというのがまず1点です。

○ 後藤消防長

消防長の後藤でございます。

委員長がおっしゃるとおり、消防団の到着時間というのは、やっぱり現着した先の常備消防が、火点の状況、それから、どちらのほうから防護せよとか、いろいろな指示が飛んでいます。それを無線で言っていますので、その間はなかなか消防団の方が現着の報告をしづらいときがございます。ですから、一旦無線がおさまったとき、そういうときを見計らって報告をされたような形跡がございます。その時間帯につきましては、そういうふうな予想はつきますということでご答弁をさせていただきます。

以上です。

○ 森 康哲委員長

それともう一点が、火災の発災場所の一番近い分団が出ていないんですね。羽津分団なんですけれども、ここから半径何mって円を描きますと、一番近い車庫は羽津分団なんです。それが出動体系というか要件の、ここは何分団が出るという地域の地区割みたいなものがあって、それが弊害になって、一番の目的である初期消火につながっていない、それが読み取れるんですけれども、その辺の考え方をちょっと聞かせていただきたいと思いません。

○ 矢田消防救急課長

まず、公設の車両につきましてはGPSを搭載しておりまして、災害発生場所から直近の車両を選択するというふうになっております。消防分団の車両につきましては、APM、そういったGPSを積載しておりません。その関係で、あらかじめどの地区にどの分団が

出るかということを決めております。計画出動というところでございまして、その分について、大矢知の部分について、羽津分団は現在、出動分団にはなっておりませんが、基本的にそれぞれの地区内の個々の場所じゃなくて、大体の概要というところで出動分団を決めておる関係で、今回の火災については、委員長が言われるように、羽津分団が一番距離的には近いんですけども、あくまで計画出動の中でやっております、その分についての出動指令が行かないというふうなシステムになっております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員長

何が問題なのかというと、例えば、この事案を見ますと、132㎡全焼で、1名のとうとい命が亡くなっているんですね。それが防げたかもしれない、羽津分団が出ることによって。一番近い消防車が到着できる分団があるにもかかわらず、指令がなかったと。そこが問題であって、机上でやっているだけじゃなくて、実際にこういう事例に対応していくのにどうしたらいいのかというのを考えていく必要があると思うんですけども、その辺の考え方は、消防長、どうですかね。

○ 後藤消防長

消防長の後藤でございます。

今、消防救急課長からご説明させていただきました出動分団につきましては、あらかじめ消防団の中で、どこが出るか、地区ごとに割って、例えば、今、大矢知町ですと、富田、富洲原、大矢知というふうな、地元分団を加えまして、4分団が出るようになっています。これは今まで地区ごとに決めておりました。今、委員長がおっしゃるように、一番近いところが出ることによって、被害が軽減されるのではないかとということでございますので、今、もちろんこういうことにつきまして、消防団の会議とか、そういう場の中でもう一度ちょっと提起させていただきまして、お話をさせていただいて、適切な指導ができるように検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他に質疑もないようですので、これより討論に移りたいと思います。
討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論がないようですので、続いて、全体会へ送るべきとする事項の確認を行いたと思います。

本件のうち、全体会へ送るべきとする事項は特段ございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、採決に移りたいと思います。

特段、反対討論もございませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第9款消防費、第1項消防費中消防本部所管部分について、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、

第2目非常備消防費、第3目消防施設費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移りたいと思います。

議案第43号工事請負契約の締結について並びに議案第45号及び議案第46号の動産の取得についてを一括議題といたします。

議案第43号 工事請負契約の締結について
—新消防指令センター（活動波基地局及び指令システム）整備工事—

議案第45号 動産の取得について
—水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ—A）1台—

議案第46号 動産の取得について
—消防ポンプ自動車（CD—Ⅰ水槽付）1台—

○ 森 康哲委員長

なお、本件につきましては、追加資料の請求がございませんでしたので、質疑から入りたいと思います。

それでは、質疑がございましたら、発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

特段、質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第43号工事請負契約の締結について並びに議案第45号及び議案第46号の動産の取得については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第43号 工事請負契約の締結について一新消防指令センター（活動波基地局及び指令システム）整備工事一、議案第45号 動産の取得について一水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ-A）1台一、議案第46号 動産の取得について一消防ポンプ自動車（CD-I水槽付）1台一について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移りますので、理事者は入れかえを行ってください。

危機管理監が来ていないので、ちょっととめてくれる。じゃ、休憩にしましょうか。再開は2時からとします。

13：46 休憩

14：00 再開

○ 森 康哲委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

危機管理監所管の審議に入りたいと思います。

危機管理監よりご挨拶をいただきたいと思います。

○ 伊藤危機管理監

危機管理監でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただいて、失礼します。

私ども、今回のほうにつきましては、平成25年度の決算の関係、それと平成26年度の補正予算、そして、一般議案という形で防災行政無線の議案、それと協議会というような形をお願いをしております。

お世話になりますけど、よろしくお願い申し上げます。

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第15目防災対策費及び第9款消防費、第1項消防費、第4目水防費について、追加資料の説明を求めます。

議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第15目 防災対策費

第9款 消防費

第1項 消防費

第4目 水防費

○ 増田危機管理室長

危機管理室の増田でございます。

追加資料について、ご説明をさせていただきます。

樋口委員からご請求のありました、防災大学修了生の地域の防災活動への関与という形で資料、インデックスがついている1の1ページのほうをごらんください。

まず、こちらのほう、(1)のところ、過去3年間の防災大学修了生の年齢層ということで、樋口委員のほうから、若年層の方の地域への参加が見込まれるんじゃないかというようなお話もございましたので、その中で、現在、各年度でどういう年代の方が受けて

いただいているかということで、その集計がさせていただきます。

それから、ちょっと資料の修正をお願いさせていただきたいんですけれども、40歳代の合計が34人となっておりますが、これが15人という数字になっておりますので、よろしくお願いたします。

見ていただくと、やっぱり60歳代以上、リタイアをしてからという形が防災大学の修了生の方は非常に多くなっているということでございます。

(2) のところで、地域の活動状況についてということで、1) のところなんですけれども、地域防災組織における減災アドバイザーへの就任ということで、自主防災組織は地区で自治会とリンクをしているところが多うございまして、どうしても自治会長自体が数年とか1年でかわったりとか、そういうようなところもあるので、この減災アドバイザーはそういう方たちのバックアップというか、意見も具申したり、そういうような形の役割を担っていただく減災アドバイザーへの就任というのをお願いしてございます。29組織で33名の減災アドバイザーの方がみえるんですけれども、防災大学の修了生の方がその中で24名というような形になっております。

それと、そのほかの防災・減災の活動ということでちょっとまとめさせていただいたんですけれども、避難所運営のマニュアル作成の参画であったり、自治会と防災隊との調整役、そういうような役割、それと、実際にそういうような講座を持ってもらって、地域のほうへ防災活動の普及をしていただいていると、それと、地区の防災だよりの執筆、それと、小学校の運営協議会委員として教員に対する防災講義というようなこともしていただいています。あと、小学校5年生を対象とした防火教室、それとか、防災教室の授業の講師としてということで、座学と実技の訓練を担当していただいたりもしております。あと、自主防災組織の訓練の企画立案、それと、地域マネージャーとしても活動をしていただいているという形で、地域のほうで活動をしていただいております。

次に、2番の自主防災組織の組織率についてということで、これも樋口委員のほうからご請求いただいたものでございます。

地区により組織率が低いところがあるその理由についてということで、ちょっと地区のほうとかも確認をさせていただいた中で、やはり大規模な集合住宅というのが少し原因にあるかなということで、そういうところについては、自治会もないとか、そういうところもあるんですけれども、自治会があっても、なかなか防災組織の結成に至らないと。先ほども言いましたように、自治会の会長も年数が短くかわるとか、そういうようなことも

あって、なかなかそういう防災組織までつくることができないというような現状があるということでございました。

(2) のほうで、じゃ、今後どうしていくんだというところなんですけれども、やはり実際に各地区の防災組織がやっている防災行事の中に、そういう未組織の方の参加を呼びかけて意識を啓発していくと。それと、災害時要援護者というような制度もございまして、そういうような中で、自治会、民生委員が協力をしていただいて、そういうところの助け合いとか、そういう面からも参加をしていただくように促すと。あとは、外国人の方も多数おみえになるということで、防災マップとか、そういうのを外国語でも読めるようなものを活用して、そういう形で周知をしていくということでございます。

次、行きますと、3の水防活動のほう、これは笹岡委員のほうから資料請求をいただいたところでございます。

これについても、ちょっと1点だけ修正をよろしく申し上げます。(1)の平成25年度水防訓練に係る川砂配布先、17カ所あるんですけれども、小山田の1会場がちょっと抜けておりますので、小山田のほう、追加を済みません、よろしく願いいたします。

川砂の配布先は、水沢の5会場と内部の3会場と、こんな形で各地区に配布をさせていただいております。

水防倉庫の整備状況なんですけれども、市内53カ所と、河川の数ですと、19河川というような形で設置をさせていただいております。倉庫内の資機材等は、土のう袋、木ぐいとかスコップ、そういうような水防活動に使うものが水防倉庫の中に入っております。

(2)の平成25年度の水防訓練のところなんですけれども、これは毎年行っております職員向けの水防訓練、毎年、出水期前の5月に実施をしております。それと、防災大学、これは昨年の平成25年度から新たにメニューに組み込んだものでして、防災大学で実際に水防訓練を学んでいただいているというのが2点目でございます。あと、自主防災組織による水防訓練ということで、これについては、5月から11月というちょっと幅広い期間で、各地区の防災訓練で38組織、延べ6601人の方が、土のうの作成とか土のう積みについて学んでいただいているというところでございます。

その中で、せんだっての台風11号における水防活動というような内容でございまして、1)の市の対応ということで、これについては、小林町と貝家町のほうで土のうの搬送、積み上げをしていただいております。これについては消防本部のほうで実施をいただいております。あと、消防団の対応ということで、これについては、市内の河川巡視、

それともう一つ、機能別消防団というのがございまして、その対応ということで、河川巡視を1回していただいているということでございました。4)の市民の対応というところなんですけれども、各地区市民センターのほうに8地区、284袋の土のうを配布していただいて、各ご家庭で個人とか、あと地区とかへ持って行っていただいて、自分の周りのそういうような水害の防止に使っていただいているというのが追加資料の説明でございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員長

1点、先ほどの説明の中で確認なんですけれども、水防活動の(1)の小山田の会場を一つふやすと、先ほど18地区……。

○ 増田危機管理室長

17地区です。

○ 森 康哲委員長

17地区でしたか。ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、ご質疑がございましたら、発言願います。

○ 笹岡秀太郎委員

水防活動のほう、資料、ありがとうございます。よくわかる資料で。

水防の一番の大事なところは、要するに、地域の皆さんもちろん、台風11号への水防活動を見るとわかるんですけども、例えば、河川の治水という部分が随分大事になってくるんやわな。幾ら水防活動をしても、河川がしっかり治水能力を持っていないと、正直、水防倉庫等は余り使わなくてもいいような、そんなような河川構造をつくっていったらというのが本来の目的であって、万が一のための市民の安全・安心のために、四日市市、我々がこういう活動をして担っていくんやけど、例えば、森委員長なんかも一生懸命消防団で河川なんかを回ってもらって見てもらうと、増水で随分危ないなという意見をもらうと、大体、河川内の樹木、あれはいまだにほったらかしなんやわな。あれは県管轄やもん

で、市長から何度も何度もお願いをしておるけれども、水防活動を一生懸命やっても、河川の治水能力が低いと、やっぱり根本的な解決にならないので、本来、河川の治水能力が極端に高ければ、水防倉庫なんて要らんのやわな。それぐらいの本来の安全性を目指してもらわなあかんのやけど、そういうことを言っておってはいかんのので、きちんと四日市市もこうやって担ってはくれるんやけど、毎年毎年、私、言うんですわ。ぜひ、改めて一生懸命水防もこういう活動をしておるから、県ももう少し協力しなさいと。もうじき県に行かれる方がおるから、委任するけれども、やっぱり市のほうからもしっかりとこの辺のことは改めて、市長からも毎年言っただいておるけれども、実際こういうことになってきて、台風11号の反省をするときに、やっぱり河川の治水能力を上げてもらって、水防活動を充実させていくという意味で言うと、その辺の県に対する要望活動というのも大事になってくるんやけど、その辺の考え方を教えてください。

○ 駒田危機管理室政策推進監兼室長補佐

危機管理室、駒田でございます。

河川内の樹木の放置等について、これの撤去等について県に申し入れの機会をというふうなことでご意見をいただきました。おっしゃるとおりでございますして、今般、土砂災害等のこともございました。これは一層、我々も都市整備部局、もちろん県を含めて連携を深める必要がございますので、これからあらゆる機会を捉えまして、一層そういうふうな活動に取り組んでいただけるようお願いをしまいたいというふうに考えてございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。ぜひ、これからそういう活動をしていただくときは、総務常任委員会のほうにもご報告をいただいて、どういう活動をしたか、向こうの対応はどうだったのか、具体的にどういう予算をつけるかあたりまで引き出してくれば大変ありがたいなと思っておりますので、期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

資料、ありがとうございました。

1 ページの（2）の中の33人中24人とあるんですが、この33人というのはどこの数字になるんですかね。

○ 増田危機管理室長

危機管理室長の増田でございます。

これは、29組織の中に33人の減災アドバイザーの方がみえるということでございまして、減災アドバイザーの方は、そういうような防災の知見のある方とか、防災大学の修了生という形になっておりまして、その中のうちの防災大学の卒業生の方が24名という形になっております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。よくわかりました。

やはりこうやって見ると、先ほどご説明もいただきましたけれども、若年の方というのは少ない状況で、若年の方に受講いただけるような考え方というのにも必要になってくるのかなと思うんですが、そのあたり、いかがですか。

○ 増田危機管理室長

危機管理室長の増田でございます。

地域のほうで活動していただいている方で若年層というのは、なかなかお仕事も持っていて難しいという中にはありますが、例えば女性の方とか、それとか自営業の方とか、そういうような方で担っていただいている方は、特に女性の方なんかはふえているので、その辺も活用を考えながら、若い方のそういう参加というのもし呼びかけていきたいなというふうに思っております。

○ 樋口龍馬委員

意見になってくるんですけれども、女性とか自営業の方というのも大事なんですが、市民の全体の意識の醸成を図っていくということがこの事業の一つの肝だというふうに考えていますので、どんな方でも受講しやすいような枠組みというのを考えていくとか、例えば、上級、中級、入門なのかわからないですけれども、少しパートを分けてやって、入り口を簡単にしてあげるとか、そういうことも工夫していただきたいなというふうに思います。そういうことが2番の自主防災組織の組織率についても、意識が高まってくれば上がってくるというふうに考えますので、これからもぜひ丁寧に続けていただきたいと思います。

○ 森 康哲委員長

要望ですね。

他にございませんか。

○ 毛利彰男委員

関連して、1番の防災大学の中身の仕事は、調整役とかそんながあるので、高齢の人少しはええのかなと思うけど、水防活動とか実際に活動する人、やっぱり70歳や80歳の人は、2次災害や、自分が流されていくかわからへんで、もうこういう考え方はやめなあかんわ。定年制を引けとは言わへんけれども、やっぱり自治会が母体になっておるからそうになってしまうかしらんけれども、事、防災とかそういうことに関しては、今、樋口委員がおっしゃったように、やっぱり若い人を充てるようなそういう制度を創設することが大事やと思うの。仕事を休んででも行けるような、それぐらいのことをしないと、団塊の世代がみんなおらんようになって、若い人ばかりになって、若い人もこういうことをやっていなかったら、そういう活動もできなくなるし、世代交代も考えておかないかんし。

やっぱり意欲は買うけどね、70歳だ80歳だ。でも、これはやっぱりほかの趣味の世界とか、そういう体を余り使わないような部分やったらいと思うけど、いざというときにやっぱり大変だと思いますに。そういう人が悪いとは言っていないので、誤解しないでね。そういう制度をやっぱりつくってやる必要があると思うし、3の水防活動なんかに出ておる人、このような写真で見たらどうなの。できておるの。2ページの活動に出た人の年齢構成なんか見たら、土のう詰めとか、実際やっておる人、おじさん、相当年いっておるぞ、これ。やっぱり世代交代というか、若い人が出るようなことを本当に真剣に考えなあかん

と思う、防災は特に。何か意見あるかな。もう一般質問で疲れたかな。

○ 増田危機管理室長

危機管理室の増田でございます。

委員がおっしゃることを私も思っております。若い方にいかに参加していただくかというのは、当然そういうふうな希望はあるんですけども、その中で、実際にふたを開けると、やっぱり一度仕事をリタイアした方が中心になってくるという形で、今、70歳代、80歳代の方でも、確かに防災大学、ことしもありまして、その中で放水していただいたり、土のうを積んでいただいたりというのはなかなか大変だなというのは重々承知しているところで、60代の方に関しては、まだまだ働いていただけるかなというところで、その辺は大事にはさせていただきたいなと思っておりますけれども、また、市全体でそういうような意識を持っていただくというのは大切な話なので、さらに今後検討して、そういう形に、そういう若い方たちの参加を呼びかけるような形を考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○ 毛利彰男委員

そうやで、防災大学を修了した、あるいは自主防災組織というものが何をするかという、そういうコンセプトというか、それをきちっと出せば、逆に、俺は体力ないでいけやんなという、あるいは体力のある人は、こんな特典があるんだとか、こんな制度があるんだということをつくっていかないといけないと思うの。地域を学んでいただくことは非常に大事だと思うんやけれども、実際にこの方たちが実践で本当にお仕事していただけるかどうかというのは直結しない部分があると思うので、もうそれ以上言いませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他にご質疑もないようですので、討論に移りたいと思います。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論がありませんので、続いて、全体会へ送るべきとする事項の確認を行います。

本件のうち、全体会へ送るべきとする事項はございますか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、採決に移りたいと思います。

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第15目防災対策費及び第9款消防費、第1項消防費、第4目水防費について、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第15目防災対策費、第9款消防費、第1項消防費、第4目水防費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移りたいと思います。

これより予算常任委員会総務分科会に切りかえます。

それでは、議案第26号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第15目防災対策費についての審査に入ります。

議案第26号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第15目 防災対策費

○ 森 康哲委員長

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求はありませんでしたが、理事者より説明資料が追加されましたので、その説明をいただいた後、質疑に入りたいと思います。

それでは、理事者におかれましては資料の説明をお願いします。

○ 増田危機管理室長

危機管理室長の増田でございます。

インデックス2の1ページのほう、大規模建築物の耐震改修補助制度というペーパーをごらんください。

これについては、6月定例会議会の委員会の中で、藤井委員から、今回、補正予算については耐震補助制度ということなんですけれども、改修の制度について資料のご請求がございましたので、今回それをつけさせていただいております。

それで、耐震改修補助制度について、ちょっとご説明をさせていただきます。

これについては、国が制度を定めておりまして、県、市が協調して補助を行う場合に、さらに割り増しが得られるというような制度で、ただ、現在ここに書いてあるもの、これは県が示しております補助対象の内容でございまして、1のアのところをちょっとごらんいただきますと、被災後、避難所を一定期間受け入れる避難所として活用ということで市

との協定を締結するというような、そういうような内容となっております。それと、イのところには、10年以上避難所として指定されるものということで、四角の括弧の中の米印2番のところを見ていただくと、具体的な内容はどういうことかといいますと、県内外の広域的な避難者を受け入れること、それと、最長3カ月間の避難者を受け入れること、あと、居室とトイレを提供し、テレビやラジオなどで情報提供を行うことということで、旅館業とか、そういうものを意識しているのが県の内容となっております。

それで、ちょっと真ん中の負担割合を飛ばしまして、課題としましては、現在、市のほうで3件あるというふうなご説明をさせていただいたわけなんですけれども、全てがこの県の補助制度の適用外というふうになるということで、今後の市の取り組みとしては、県の耐震改修制度の拡充を働きかけていくと。当然、それと平行して、耐震診断結果と耐震改修に係る事業費を見きわめる必要がございます。それと、実際に事業者が耐震改修の意向を示して、県が補助制度の拡充を行った場合は、市の耐震改修補助制度を創設したいというふうに思っております。

それで、真ん中に再度戻りまして、負担割合のところなんですけれども、これについては、平成27年度まで、それと平成28年度、それ以降というような形で制度が変わります。平成27年度までは、県と市が協調補助をすれば、国もさらに上積みができるというような制度になっております。平成28年度からはその上積みがなくなるというような補助制度になっております。

説明は以上でございます。

○ 森 康哲委員長

それでは、質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 毛利彰男委員

避難する人の人数とか、そんなんは要件にはないの。1人でも2人でも1000人でも1万人でもいいの。

○ 駒田危機管理室政策推進監兼室長補佐

駒田でございます。

改修補助の要件の避難人数ということでよろしいでしょうか。

○ 毛利彰男委員

はい。

○ 駒田危機管理室政策推進監兼室長補佐

そちらにつきましては、避難人数について、特に定めはございません。

○ 森 康哲委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他にご質問もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

続いて、全体会へ送るかどうかの確認を行います。

本件につきましては、全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、採決を行います。

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第26号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第15目防災対策費について、可決すべきものと決す

ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第26号 平成26年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第15目防災対策費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次の議案に移ります。

総務常任委員会のほうに切りかえます。

それでは、議案第39号工事請負契約の締結についての審査に入ります。

議案第39号 工事請負契約の締結について

一デジタル防災行政無線(固定系)整備工事一

○ 森 康哲委員長

本件につきましては、追加資料の請求がありましたので、まずはその説明からよろしくお願いたします。

○ 増田危機管理室長

危機管理室長の増田でございます。

インデックス3のところの1ページのほうをお開きください。

山口委員のほうからご請求いただきました防災行政無線の屋外拡声子局の配置箇所の一覧をつけてございます。

二つ目、図面の番号と照らし合わせていただきたいと思います。それと、次は名称、次は新設、既設、地区、それと子局種別というような形で表がつくってございます。

図面のほうをちょっと見ていただきますと、赤と青で示してございまして、赤いほうが新設、青いほうが既設の部分ということで、大きく丸が描いてあるのがモーターサイレンのほうでして、小さい桜みたいな形をしているほうが電子サイレンとスピーカーというような形で示させていただいております。

それで、既設の屋外拡声子局については59カ所、それと新設が58カ所、全部で117カ所を更新させていただくと、新設させていただくという事業でございます。

それで、工期につきましてですが、この議会が終わりましたら、お認めいただければ、契約というような形になりまして、その後、業者との調整をさせていただいて、地元の説明にまずは入らせていただくと。その後、今年度と来年の9月までという工期の中で、既設と新設というような両方の工事を進めさせていただく内容となっております。これについては、各地区のちょっと事情もございまして、その中で工程等は地元とも調整しながら決めていきたいというふうに考えております。

2番目に、防災行政無線の整備工事に伴う機能追加についてということでございました。

(1)については、全国瞬時警報システム、Jアラートの自動起動を、今回、防災行政無線と接続をさせていただくということで、津波情報とか国民保護情報が自動的に防災行政無線から流れるという形になります。

それと、2番目が音声合成装置ということで、音声合成装置を入れることによりまして、緊急時に使用する放送文というのをあらかじめ作成しておりまして、迅速、適切な情報伝達が可能になります。

3点目は、自動電話応答装置ということで、放送を聞き漏らした方とか、そういう住民が電話回線を使用して放送内容を確認できるということでございます。

4番目が屋外拡声子局ということで、これは30Wのスピーカーから50Wのスピーカーに変更するというので、そのため、放送エリアの半径が300mから400mに拡大をすることになります。

資料の説明は以上です。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、発言願います。

○ 山口智也委員

資料、ありがとうございました。

工事のスケジュールなんですけれども、平成26年度、平成27年度と既設、そして新設ということで、来年9月までには全てを完了する予定ということなんですけれども、その中で、先ほど地元への説明をしていくということなんです。そこで、地元の方への説明というのが、どこまで丁寧に市民一人一人まで、今回どういうことが変わっていくのかというのが周知できるかというのが一つポイントかなと思っています。そこで、地元への説明方法を市としてはどういうふうに今考えているんでしょうか。

○ 松田危機管理室室付主幹

危機管理室、松田でございます。

ご質問いただきましたように、防災行政無線の更新の際に地元への説明ということもありますので、当然、屋外拡声子局を新設させていただくようなところには、私たちが足を運ばせていただいて説明をさせていただきます。それに合わせて、完成の際には、そういったサイレンのあり方も含めて、広報的なものを通じて、全市的にも説明できるよう考えてございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○ 山口智也委員

地元の連合自治会なり自治会に伝えて、その後ですけれども、本当に一人一人に、各1軒1軒の市民にしっかり理解してもらうということが最後大事なところだと思いますので、そこら辺を、地元にも最後はお願いしますじゃなくて、そこはしっかり最後までどういうふうに周知していくかというのは考えていただきたい部分です。

それと、続けさせてもらいます。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 山口智也委員

それと、マップのほうをいただきました。ずっと見させていただきますと、市内の人口31万人の市民で今回カバーしている部分というのは、ほぼカバーしているんでしょうけれど

ども、やはりまだまだカバーし切れていないところがあるということで、そのあたりのまだカバーし切れていない部分への整備の考え方というのを教えていただきたいなと思います。

○ 増田危機管理室長

危機管理室長の増田でございます。

今回の整備については、南海トラフ地震の被害想定が出されたということもありまして、主に津波対策、それと、浸水地を中心に整備という形で考えさせていただきました。委員ご指摘のとおり、31万人の市民全部をカバーしているかというところについて、そうでないというところもありますので、この整備をしましたその後に、再度その辺の部分についてをいろいろ検討してまいりたいというふうに考えております。

○ 山口智也委員

そこはこれから検討していくということで、そういう考え方というのが示されたら、また議会のほうにもぜひ示していただきたいなというふうに思います。

それから、最後に、機能面で、今回デジタルに変わって、Jアラートですとか、文字を打ったものが音声として流れたりということで、そういう機能が強化されるんですけども、今回の機能の中でちょっと知識として教えてほしいんですけど、例えば、こちらで親局で打ったやつを子局のほうで電子掲示板みたいな形で写し出すというような機能も見たことがあるんですが、今回、四日市市としてはそういったものは、そこまでは考えてないということでしょうか。

○ 松田危機管理室室付主幹

危機管理室、松田でございます。

屋外拡声子局に電子板といいますか、放送された内容を電子板で表示ということにつきましては、現在の仕様の中には入っておりません。ただ、そういう形で情報伝達するということも踏まえて、防災行政無線だけじゃなくて、あらゆるメールとかも使ったの情報伝達というのは考えておりますので、そういったことも含めて広報等を通じてやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 山口智也委員

わかりました。ありがとうございました。

どっちにしても、どう変わるのかというのが、最初にも言ったように、市民一人一人のレベルにまできちっと落ちていくということが今回大事な部分ですので、そこら辺を重点的にお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○ 森 康哲委員長

確認ですが、先ほど山口委員が質問した内容で、地元説明の中にはサイレンの種類、こういう何秒で何秒という種類によって分かれているという説明もきちっとしないと、なかなかサイレンの意味が伝わらないと思いますので、それも含めて連合自治会等を通じて説明はしていただきたいと思うんですけども、それはやっていただけるのでしょうか。

○ 増田危機管理室長

危機管理室長の増田でございます。

地元へ説明に行くまでには、業者との調整も終わって、それから行かせていただきますので、モーターサイレンの種類がわかりやすいというところもございますので、そこら辺も含めて決めさせていただいた上で、地元のほうへは説明に行かせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 森 康哲委員長

それで、設置後なんですけれども、これは以前の委員会の中でも答弁をいただいていたんですが、例えば、設置後、障害物や、また、風向きによって計画どおりに聞こえない地域、これへの対応もしていくということだったので、その辺もあわせて検討していただきたいと、検証しながら、今後の拡大に当たっての検討もしていただきたいと、あわせて要望をしたいと思います。

他にございませんか。

○ 樋口龍馬委員

ちょっと関連するんですけども、9月7日に常磐地区の防災訓練で鳴っていたサイレンというのは、この中の何番になるんですかね。防災訓練で鳴らしたサイレンというのは。

○ 増田危機管理室長

危機管理室長の増田でございます。

多分、青葉町のほうと常磐地区市民センターのほう、両方とも鳴っていると思うんですけども、モーターサイレンのほうでございます。

○ 樋口龍馬委員

これは、音が例年と大分違うように感じたという声を聞いておるんですけど、今回の新設とは全然関係ない話で音が変わっておるんですか。

○ 増田危機管理室長

危機管理室長の増田でございます。

ちょっと訂正をさせていただきます。常磐地区市民センターのほうは電子サイレンということで、青葉町のほうはモーターサイレンということで、音色が違うということでした。

○ 樋口龍馬委員

資料によると、モーターサイレンと書いてあるんですけど、電子サイレンが正しいんですか。

○ 松田危機管理室室付主幹

危機管理室、松田でございます。

この表、子局の種別というところに、ちょっと表記が紛らわしくて申しわけございませんですが、モーターサイレンと書いてあるのは、モーターサイレンが屋外拡声子局に併設しているという意味でございます。防災行政無線というのは、普通のスピーカー、いわゆる屋外拡声子局という電子スピーカーがついておりまして、その横にモーターサイレンというのが併設しているところがありまして、そういったところはこういったふうにモーターサイレンというふうに表記をさせていただいております。

○ 樋口龍馬委員

私が今聞いていても非常にわかりにくいという点と、実際、防災訓練をしていて、非常に音が例年と違ったという声を聞いています。その説明も特段なかったというふうに言われていて、何か変わったんかなということで、この予算が出ていたもので、これの関係かなと僕も思っておったんですが、それとは全然関係ないところの話なんですか。ちょっと確認させてください。

○ 増田危機管理室長

危機管理室長の増田でございます。

もう一度確認をして、ご答弁させていただきます。

○ 樋口龍馬委員

もし変わっていたんだとして、説明がいていないんだったら、それはそれで大きな問題かなというふうに思いますので、調査して、後刻で結構ですから、調査の内容をお願いします。

○ 森 康哲委員長

後日でよろしいか。

○ 樋口龍馬委員

はい。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他にないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第39号工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第39号 工事請負契約の締結について—デジタル防災行政無線（固定系）整備工事—について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

14：43 休憩

15：35 再開

○ 森 康哲委員長

議案の審査に入りますが、その前に総務部長よりご挨拶をお願いします。

○ 辻総務部長

総務部でございます。引き続きご審査のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

総務部からは、平成25年度の決算議案をお願いしておりますほか、条例といたしまして、公契約条例を含めまして、3件の条例改正をお願いしております。一生懸命説明させてい

たきますので、どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたしました。

議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般会計費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分

第2目 人事管理費

第3目 恩給及び退職年金費

第4目 文書広報費中総務課関係部分

第9目 計算記録管理費

第16目 人権推進費

第22目 諸費中総務課関係部分

第4項 選挙費

第5項 統計調査費

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中総務部所管部分及び第4項選挙費並びに第5項統計調査費について、追加資料の説明を求めます。

○ 藤田人事課長

人事課、藤田でございます。よろしくお願いいたします。

追加資料といたしまして、総務常任委員会関係資料をお配りさせていただいております。右肩1番のタックインデックスが振ってあるところの1ページをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

職員の確保、適正配置に関する考え方について、資料請求をいただきました。

まず、適正に職員配置をするため、業務の効率化や合理化に取り組みますとともに、中核市への移行のほか、重要な政策課題でありますとか、市民ニーズに対して必要な職員を

確保していくことを基本といたしまして、まず、第一番でございますが、近年の主な取り組みといたしましては、平成20年度の四日市市保健所の開設に当たりまして、保健所と食肉衛生検査所にごらんのような職種の人員を配置いたしました。また、平成25年度のことも未来部、健康福祉部の新設の際には、両部を合わせて14名の増員をしてきておるところでございます。

次に、今後、想定される大きな市の案件について、大きく4点挙げさせていただいております。

まず、中核市移行に伴って移譲される事務でございますが、まず、福祉に関する事務といたしまして、社会福祉法人や社会福祉施設の設立認可でありますとか指導監査がございます。また、環境保全に係る事務といたしましては、一般廃棄物、産業廃棄物処理施設の設置許可でありますとか、都市計画業務といたしまして、屋外広告物の設置制限等の事務といったものが県から移譲されることとなります。次に、新消防分署の2カ所の開設に伴いまして、必要な消防職員の採用を予定してきておるところでございます。また、市立四日市病院につきましては、平成25年度から第2次中期経営計画に基づきまして、医師、看護師、医療技術職の必要人員を確保してまいるところでございます。また、国体関連でございますが、平成33年度の三重国体開催に向けて、計画的な職員採用を行う予定でございます。最後の行でございますが、専門的な知識や経験を有する弁護士でありますとか公認会計士といった民間の人材の活用について、今後、研究をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、それぞれの業務に対応いたしました職種及び人員を適正に配置してまいりたいと、そのように考えております。

説明は以上でございます。

○ 大森選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局の大森でございます。

各種選挙の投票状況についてという資料につきましてご説明申し上げます。

先ほどの人事課の資料の次のページでございます。1枚めくっていただきまして、次のページに、各種選挙の投票状況ということで、一覧表を掲げさせていただきました。過去10年間の選挙について、有権者数と投票率のわかる資料ということで、藤井委員からご請求があったものでございます。

平成16年の参議院選挙から昨年の参議院選挙まで10年分で、参議院選挙と衆議院選挙は、それぞれ選挙区選挙、それから比例代表選挙の二つの選挙がございますが、投票率にほとんど差はございませんので、参議院選挙については選挙区、衆議院選挙につきましては小選挙区を代表として掲げさせていただきました。

当日有権者は、ごらんのとおり、22万9000人から、昨年の参議院選挙では24万7000人までふえております。

投票者数につきましては、現在、当日の投票所の投票と、それから期日前投票所の投票、この二つが大きなものがございますけれども、従来からの不在者投票、これも現在まだ残っております。これは、例えば欄外の下に不在者等ということで米印をつけさせていただきました。この不在者等という中身は、①が従前からの不在者投票、これは、病院並びに老人ホーム等の施設における投票、また出張先とか旅行先での投票、それから障害のある方の自宅での郵便投票、こういうものが入ります。また、②在外投票、これは国政選挙だけに認められておりますが、外国に行っている日本人の方が投票できるという制度がございます。これらを加えたものが不在者投票等という欄に書いてございます。

次に、右の欄が期日前投票所の投票数、そして当日投票所の投票数、それから、それを全部加えました全体の投票数と、下の段はそれぞれの投票率でございます。

一番右に投票所数ということで、期日前投票所の数と当日投票所の数を載せさせていただきました。

以上でございます。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方の挙手をお願いします。

じゃ、質疑に入らせてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

では、質疑の方、ご発言をお願いします。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

職員確保の適正配置について、資料をありがとうございました。

こちらなのですが、主要施策実績報告書を見ていますと36ページに当たるんですけども、目標を10位以内と定めてみえます。削減をずっと進める中でさまざまな弊害が起こったのか、人員は増という方向になっているんですけども、今後の考え方、想定として新しい部局であったり新しい取り組みに対する増は見込まれているんですが、現行の部局において、現状を維持していく考え方なのか、減らしていきたいという考え方なのか、ふやすということも場合によってはという考え方なのか、総括的な部分を教えていただきたい思います。

○ 藤田人事課長

この資料に挙げさせていただきましたのは、大きな項目として想定される事柄を挙げさせていただいたところでございます。ここ数年、職員数につきましては、3年来増加傾向にございます。必要な業務数、業務において必要人員があれば、今までのように減らしていくというスタンスではなしに、必要なものについてはふやしていくといった基本スタンスでございます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

そうすると、目標の立て方がそもそもどうなんだという話になるかと思しますので、目標10位以内とありますけれども、この目標についても一度検討していただきたいと思いません。

こちらは要望とさせていただいて、もう一点だけ、主要施策実績報告書の42ページで、心の健康における職場復帰支援で8名とありますが、現在休んでみえる方って何人ぐらいみえるんですかね。

○ 藤田人事課長

平成25年度の実績でございますけれども、心の健康で1カ月以上休まれた方は37名でございます。

○ 樋口龍馬委員

37名に対してこの8名という数ほどのように捉えてみえるか、その部分だけを伺って、私は終わりたいと思います。

○ 藤田人事課長

この8名の職場復帰につきましては、心の健康問題で60日以上休まれた方に対して復帰支援をしておるものでございますので、それ未満の方については適用はしていないというところでございます。

○ 樋口龍馬委員

1カ月も休むというのはそこそこのことやと思いますので、今後は手当ての幅を広げるとか、そういったことも考えていっていただきたいと思います。

以上です。

○ 森 康哲委員長

要望でよろしいですか。

○ 樋口龍馬委員

はい。

○ 山口智也委員

資料、ありがとうございました。

樋口委員に関連させていただきまして、私も職員の適正配置について質問させていただきます。

まず、藤田課長にお聞きしたいのが、今回、この資料をつくっていただいたのは、お願いしたので、新たにこのペーパーをつくっていただいたわけでしょうか。

○ 藤田人事課長

資料請求をいただいたもので、この資料を作成させていただきました。

○ 山口智也委員

この資料を見て、内容は理解はさせていただいたんですけども、今後の想定ということで、大きなことだけここに列挙していただいたと思うんですけども、もうちょっと広い意味で、本市の政策等、総合計画ですとか推進計画等、そして、本市の人事政策がどうリンクしているかというか、どう整合して、どういう計画でもって今後職員を増減していくかというところの計画的なものがわかればなと思って資料請求させていただいたんですけども、そういった大きな今後の計画というか、総合計画に照らしたような人事の方向性みたいなのを定めた資料というのはいないのでしょうか。

○ 藤田人事課長

申しわけございません。総合計画の10年に対応するような人員増、人員計画というものの資料は作成してございません。

○ 山口智也委員

大きなところはこの資料でわかるんですけども、もう少しさまざまな政策があると思うので、そういった一つ一つの全てをリンクさせるというのは難しいと思うんですが、今後、職員をどう増減させていくかというのを、大きな本市の推進計画に照らしたような形で私らにもわかるように示していただければなと思いますので、これは要望させていただきます。

それと、続きまして、同じく人事政策なんですけど、職員さんの現場の声というか、仕事量のことであったりマンパワーのことをどういうふうに吸い上げて、職員を増減させていくとか、その辺の関係、考え方をちょっと教えていただきたいなと思います。

○ 藤田人事課長

毎年、翌年度の人員要求ということで、各部局から、現状の人員に対して翌年度何名必要である、業務を見直した上で何名必要であるという要求をいただきます。その際に、現場のほうの各課の状況等を各部局長から教えていただくのが一つ、また、担当課の課長のほうにお越しいただいて、現場のほうの状況も聞いたりはしてございます。

以上です。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。わかりました。

結構細かく現場の声もキャッチしていただいているんだなというのがわかりましたので、残業量とか時間外がどのぐらいというのをしっかり把握していただいて、本当に職員の負担にならないように、適正な配置を今後も心がけていただきたいなというふうに思います。

それと、委員長、もう一つよろしいですか。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 山口智也委員

ちょっと変わりますけれども、選挙について教えていただきたいと思うんですが、決算常任委員会資料の選挙管理委員会の部分なんですけれども、昨年度、参議院議員選挙がございました。比例区の実開票が、前回平成22年度の実開票に比べますと、終了時間が大分おくれたかなと思います。前回に比べると、2時間以上おけているかと思いますが、そのあたりの総括というのはどのようにされたのでしょうか。

○ 大森選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会の大森でございます。

先ほどご案内がございました昨年の参議院議員選挙の比例代表の開票、確かに2時間程度のおくれが前回に比べて見られました。比例代表は、もともとやはり12政党で162人というふうな多数の立候補の方がいらっしゃいます。こちらも万全の体制を組んで、いろいろな対応、機械を導入したり、疑問票の対応の係への事前研修等をしたりして臨んだわけですが、選挙区では30分ほど早くできたんですが、比例区はやはり数千票の疑問票が出てまいります。これを162人分に仕分けして、今回、162人の候補者で、0票という人は1人もいらっしゃいません。最低で1票、2票の方がお一人、3票が3人かな。その中で例えば同姓の方、同名の方、それから書いてある内容がよくわからないといった票の数、これはいかんせん、やはりこちらの選挙対策の流れの中で、従前の狙っていたとおりの開票のスピードが出せなかったと。完全有効票、いわゆるきちっと名前の書いてある票

は、前回と同等程度のスピードでできました。しかし、疑問票のところで、立会人さんも6人いらっしゃいます。6人の皆さんに疑問票を、最終的にはこれを1票ずつ回して決裁をいただくということもございまして、やはりその辺のところは分析としてあったかなと。

対策としては、やはり今までどおり、完全有効票までの開票は、機械とか、それから人の流れを利用して、完全有効票はどんどん流すと、それは選挙区するときには一定の効果があったと思っております。ただし、やはり疑問票の部分については、これまで以上にベテランの担当者、それから事前の研修、それから、開票立会人の説明会等で立会人さんにもご説明を十分に申し上げて、開票の進行に力添えをいただくというふうな方向で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

正確に進めていただいて、この所要時間だったということはわかっておるんですけども、それにしても、やはり大分前回と変わってしまっているのは事実で、これは執行経費も、前回に比べると300万円以上ですか、変わっているのかなと思いますが、これは職員の手当というので関係しておるということでしょうか。

○ 大森選挙管理委員会事務局次長

開票の最後のおくれのところは、例えば1時間おくれましても、その場所にいる人間は、選管本部と疑問票担当、それも大体100人を切ると思うんですが、その人間の時間外手当、私とか管理職の者は特別勤務ですので、これは額には変動がございません。ですから、最後のところが延びること自体は、そんなに時間外単価の影響がないんです。最初の開票のところで何百人を動員して一気に開くところ、それを5分でも10分でも縮めたほうが総体的な効果はあると思っております。ですから、開票部分の執行経費にはそんなに差はないと思っております。多くても数十万円の桁だと理解しております。

○ 山口智也委員

いずれにしても、ちょっと2時間以上かかっているというのはどうかなというふうな思いがありまして、私を感じたのは、選挙区と比例区をつなぎのところが本当にうまくいったのかなというのを感じました。ですので、今後、余り時間を短縮、短縮と言うつ

もりはないんですが、その中できちんとまた総括していただきたいなと思います。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 山本里香委員

よろしくお願いいたします。

先ほど職員の皆さんの心の健康についてのご意見がありましたので、そのことでお答えいただいた中に、平成25年度において37名の方が1カ月以上の休業をされたということの中で、8名の方が職場復帰をされたというふうにお答えいただいたんだと思いますが、その後のその方というのは、そのまま長期休業、これも期限がありますね。長期休業をとれるというのには期限がありますけれども、長期休業、あるいは離職であるとか、そのような状況については、平成25年度のということでお伺いをいたしますけれども、どんな状況でしょうか。

○ 藤田人事課長

心の健康問題で1カ月以上休まれた方が37名、平成25年度実績でございました。そのうち60日以上休まれた方に対して、心の健康における職場復帰支援を8名にさせてもらったところでございまして、残りの方、委員が言われるように、長期に休まれている方もみえますけれども、60日に至らなかった方についてはこの職場復帰支援の対象にはなりませんもので、そのうち、例えば一月にも満たない形で職場復帰された方もみえるということでございます。

○ 山本里香委員

断続的にそういう状況が発生すると、1カ月以内であっても、それがまた継続もするかもしれません、8名の方が60日以上の方で、その8名の方は、今現在、8名とも職場復帰をされている。

○ 藤田人事課長

8名の方が職場復帰をしていただいております。

○ 山本里香委員

ありがとうございました。

そういう状況によって、離職とか長期の、1年以上のそういったことにはなっていないということも確認をさせてもらったんですが、平成25年度の場合は離職には至っていないということですよね。

勤務の激務というもの、それはポイントであったり、でも、それが常態化しているという現実もある中で、皆さんがご苦労されているということだと思いますけれども、離職に至らないような指導をしていただいた、また、手だてをしていただいたんだと思いますけれども、そんなことが今後もないように努めていただきたいと思います。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 石川善己副委員長

1点だけ。山口委員の前段の部分にもちょっと関連するんですけども、職員の適正配置についてなんですが、要は、何を以て適正とするかという部分の見解がいろいろあるかと思うんです。先ほど山口委員のほうの質問にも答えていただいて、時間外を見ていただいたりとか、部長、課長の聞き取りであったりとかという部分もお答えをいただいておりますが、実際、客観的に見てというか、どうしても部局さんで要求をしていくと、ふえる方向のお願い、職員を減らせという意味で言っているわけではないんです。そこはご理解をいただきたいんですけども、ではなくて、やっぱり実際に、今、この部局、足らぬのと違うかとか、ここまでおらんでもええんと違うかという部分の判断をしていただくというのは、私は、外部的にやっぱり見ていただく部分も必要じゃないかなと思ったりしているんです。

そういった部分で、適正という部分の人数を算定するのに、それが全てではないですけども、やっぱり客観的に外の目を見ていただくようなことというのは、今後の方向性として考えていないのかということと、あとは、やっぱり他部局から見てもらって、もっと要るんじゃないかとか、あるいは、人事課で見てもらって、適正というのがここは何人だ

ろうというところをもう少し弾いていただくような検討というのは考えられないのかなということでお伺いをしたいんですけれども。

○ 藤田人事課長

適正な人員が、部局からの要求の人員だけでなく、客観的に見て弾くようなすべがないかというご質問だと思うんですけれども、総務省の基本的な考え方というので、各部門ごとに何人というような弾き方はあるんですが、それはあくまで基本であって、各市町によって要る人数が、この部門についてはたくさん要るであるとかによりますので、基本的に、その基準に照らし合わせた人数でやることはいかななものかというところがございます。

また、例えば、その部局だけでなく、ほかの部局からの見方によって人員を算出してはというご意見をいただきましたので、それについては一度検討をさせていただきたいと、そのように思います。

○ 石川善己副委員長

うまく言えないんですけど、人口当たりで何人とか、そういった部分の話も以前あったりはしたんですけど、そういう意味ではなくて、やっぱり僕が見ていて、部局によっては、相当職員さんが疲弊しているよなと見えるところが正直、いろんな部局さんでも存在をしているんです。少なくとも、私はそう感じている部局があります。そういったところで、やっぱり要求だけではない部分で、もう少しふやさなあかんところがあるのと違うかなとか、逆に、ここまでいなくてもいいんじゃないかなというのを見ていただく目が、要求以外のところで、できればやっぱり、できればというか、仕事量、さっき山口委員も言っていましたけれども、今後の計画があって、それを担当するのがどの部局で、その部局にどれだけいろんな仕事があってという、その仕事量に対して、ある程度客観的に、もう少しおらんとえらいやろうなとか、ここまでなくてもええかなという部分をやっぱり弾いてただける冷静な目というのが必要なかなと思ったので、少し言わせていただきました。ぜひまたちょっといろいろとご検討いただければということで、終わります。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他に質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。討論ありませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

続いて、討論がないようですので、全体会へ送るべきとする事項の確認を行います。

本件のうち、全体会へ送るべきとする事項は特段ございませぬか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

ないようですので、それでは、採決に移ります。

特段、反対討論もありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中総務部所属部分及び第4項選挙費並びに第5項統計調査費について、認定すべきものと決することにご異議ございませぬか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、

第16目人権推進費、第22目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

本日の審査はこれまでとしたいと思います。

なお、あす10時からは請願第8号の意見陳述に入りますので、その後、きょうの引き続きの総務部所管の審査をさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

どうもお疲れさまでした。

16 : 05 閉議